

加能越金砂子

604-522



1200501531835



石川縣圖書館協會

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak


A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak







加

能

越

金

砂

子



604-522

加能越金砂子

加賀國

當國は元越前の内を分て江沼郡といひしに、日本武尊北國へ下り給ふ時、味方の人數に加りて賀し給ふ所故、加賀と名付たりとぞ。風俗は瓜をかくし、身をひそかに持風也。石川・河北の郡は人の氣のびやかなり。惣じて武士の風おこなしやかにて、するど成事なし。武功を以て秀づる事を好まず。唯身を全うして外を望まず。賢人の風也。去共懈怠がち成風にて、一分にてしまふ風有とぞ。

一里塚三十六町を以一里と定めしは、人王百七代正親町院御宇天正年中也。地の三十六禽を表して定らる。諸國に一里塚を築く。塚の印には松杉を植べきかと信長公へ伺ふに、餘の木を植べしとあり。よの木を榎と聞て悉く榎を植ゑたりとぞ。是迄は一里の町間定らず、一町にもあれ五町にもあれ、里より里ある所までを一里と云しと也。

加能越金砂子

- 一、装幀は玉井敬泉氏の手になるもの、圖案は國幣中社白山比咩神社藏の國寶螺鈿鞍文様を資料として作圖せられた。
- 一、校訂は末尾の解説と共に石川縣史編纂係の日置謙氏を煩はした。
- 一、校正は太田南圃氏が主としてその勞をとられた。

江沼郡

大聖寺城 一揆退治以後、信長公より溝口金左衛門へ賜。當城は越前北の庄の與力たり。堀氏に隨て越後柴田へ移る。其後石田方より山口立蕃居城。關ヶ原陣の砌加勢として大谷刑部勢并奥山雅樂助入置所に、關ヶ原敗亡の後逐電せり。山口立蕃を利長公攻給ふ。利長公より諸所勢備は、能美郡三堂山に岡島備中・同帶刀五百騎にて小松の押へに立、千代には高畠平右衛門・寺西若狭三百騎に、鐵炮大將原田又右衛門一組各備へを立置れ、利長公は山際を大聖寺へ押通り給ふに、小松の丹羽加賀守長重より、淺井口木場の瀉へ船を入、鐵炮百五十挺にて二口より追懸る。後殿前田孫四郎利政成が、山崎閑齋・長九郎左衛門・太田但馬等の多勢を以追拂、小松へ難なく追込て、追討に首取、無恙御幸塚へ出にけり。扱大聖寺へ押寄、大手鯨橋口を夜中に焼まくり攻入、九里勝藏・丹羽式部・大道寺立蕃火花を散し攻入り、城中よりは山田出羽・佐久間右衛門、金ヶ丸よりつき出し攻戦ふ。九里勝藏討死、追々城中へせめ入て何茂鎗を合せ、

高名之人々は岡島市正・富田藏人・宮崎藏人一番に塀を越鎧を合せ、富田討死す。奥村因幡・大音主馬・藤掛豊前・浅井左馬・田邊助太夫・葛巻隼人・西村右馬・氏家内藏允・大石木工・今井左大夫・生田四郎兵衛・山崎次郎兵衛・土肥庄兵衛・佐賀隼之助等はや本丸へ攻入ば、山口右京に父々蕃下知して言く、随分防ぎ鐵炮打せよと申ければ、せがれ右京申けるは、武者無御座候、誰に鐵炮打せ可申哉、彼御嗜の小判にて防がせられよと云捨て懸入討死す。父々蕃も難叶切腹す。家老織田源左衛門本丸に火を懸、五百餘騎一度に突て出、金澤勢と揉合悉く討死す。城は火の手頻に上りて焼立、利長公も利政も其日越前・加賀の境成細呂木に御着陣、人馬の息をつがせ府中へ出んと詮議してこそましくけれ。かゝりける所に、府中より中川宗半入道飛脚にて狀箱を指上るを御披見あるに。

上方へ御出馬之由承、私も御供爲可仕大坂より罷下候處、西國勢石田治部少輔人數を引率し、敦賀より舟に而加州宮腰へ打上、金澤乗捕んこ人數を促申候間、早々御引取御用心可被成候。爲其以飛札奉注進候、恐惶謹言。

引程に討倒され、長・山崎兩人手合の者共残すくなに討死す。小松の江口三左衛門・村松孫四郎一番に進み出、長の家來小林平左衛門と戦ふ。團七兵衛横合に來り小林が首を取。長の者共腹にすゑ兼、長右衛門佐・堀内意周(一考)・八田喜左衛門・鹿島路六左衛門等の五人は、死狂ひに火花を散す。小松の者團七兵衛・古田五兵衛・坂井彌五左衛門・佐々太左衛門等、樊噲が勇をなす。浅井口へは坂井與右衛門・大屋與左衛門・山代橋口へは拜郷治太夫・安彦左太夫・成田助九郎・不破奎兵衛・宮田小兵衛えいゝ聲にて突て懸る。利長公の侍松平久兵衛は一番に踏止り鎧をかまへければ、小松勢も踏止る。然る所に水越縫殿助・岩田傳左衛門・大野甚之丞・井上勘左衛門續て踏止り之を合、上坂主馬暫置て來る。久兵衛は不破奎兵衛を突ふせたり。水越は安彦をつき、岩田内藏助は拜郷、井上勘左衛門は成田助九郎と鎧を合なり。太田但馬・奥村因幡・同河内馬印を押立て、横合より弓鐵炮打せ、ありゝと見物す。誠に晴がましき戰場、古今希成次第なり。小松の拜郷・不破等其外の者共討死、又は鐵炮にうたれ、残る兵共を上坂・井上・岩田追立々々小松勢を追入、小

八月三日

横山城州御披露

中川武藏

利長公驚給ひて、早々御引取可被成とて、木場・三谷へ懸り給ひて、はや寺井の宿迄御着陣被成ける。然るに此後殿を太田但馬心懸し所に、何茂老武者共の相談にて長九郎左衛門に相極る。但馬腹を立、長に手をとらせ可申ため、本道を浅井繩手へ掛りて押へしと云ひ、何も此議に同じける。松平久兵衛聞之、若輩として差出たる儀如何に候へ共、敵の城下を通らんに無構通す法やある。小松より取て出、思ふ儘に沼田へ追込可討取、其時難儀たるべし、三谷へ懸りて引給へと申ける。山崎閑齋・太田但馬・高山南坊・長九郎左衛門各は、たとへ小松より出る共何程の事有べきぞ、久兵衛推參なりと申ければ、久兵衛立腹し、此度一番鎧にて面目を雪んと心懸、八月九日巳の刻に御幸塚より前後の勢を引率し、本道を押し來るに、小松の人數も見えざりけり。太田但馬は久兵衛おもはく違ひたりと云も果ぬに、小松勢大領野より數百騎討て懸る。又小松城下よりも討て懸り、金澤勢は弓手も妻手も沼田と湖水の間道せばし、大軍にて

松の兵共は何も引入。此由寺井において利長公へ相聞え、即時に浅井繩手へ御馬を立られけれども、江口三左衛門・櫻井源六下知して早引取故、殘多思召共御引返被成ける。浅井繩手の七本鎗とて後代に名を残し、以後迄も利長公浅井繩手の御物語に、汗を成しと被仰し。夫より金澤へぞ引入給ひけり。浅井と大聖寺の働に何茂御感狀御加増被下中にも、松平久兵衛若輩と云ども武功無比類により、松平伯者に被成、人持組に被成けり。此外之物語ども多しといへ共浅井軍記等にも委しければ爰に略せしむ。能美と江沼郡に越前一國・若州を添て、丹羽五郎左衛門長秀貳萬石にて領分の事もあり。天正十一年五月よりの事也。慶長九年家康公より、利長公へ江沼・能美二郡御拜領也。寛永十七辰五月より利常公の三男飛驒守利治七萬石此一郡拜領。同十月初而御入部有之。當年夏中より家中侍中追々引越家作等營みける處、十月十日當所大地震にて町家・武家共に悉く破損し、人馬共に死する事夥し。此地震金澤迄も響、堀溝の水を道路へゆり上る程の動き也。寛永十七年迄御城代に近藤大和被遣置、此子孫富山の附士なり。

篠原 於此所齊藤別當實盛討死す。土器塚並手塚山に舊跡あり。墓は菩提寺村にあり。于今遊行上人廻國の時分は此所にて弔ありしと也。實盛の甲冑等は小松八幡の什物たり。實盛法名篠原院前左金吾從五位德山覺道眞阿大居士、壽永二癸卯五月。

山代村 温泉あり。

山中村 同斷。

那谷 觀音 眞言行人派 自生山那谷寺

正保元年申春小松より中納言利常公御鷹野序に、那谷の岩屋の觀音の堂の躰を御覽あれば、高さ十丈計の石山に老木の太木枯木茂り合、山の原の中間に洞有りて觀音の堂を安置せしむ。眞言宗花王院香花を備へ執行す。利常公此僧を召、この觀音の緣起被聞召上度旨御意の所に、坊主畏て緣起の卷物取出奉讀上。

傳承人王四十四代元正天皇の御宇養老年中とかや、越前の國雄智の山中に泰澄大師云行者ありて、此所に來り嶺の景を見物して暫此所に逗留する。然るに朝夕此所に紫雲たなびき、雲中に觀音の像を拜し奉り、泰澄奇異の思ひを

なし、靈佛靈神のましますかやと、讀經して岩ほの麓にたすみまします所へ、烏一羽飛來りて浮石の上にとまりつゝきける。泰澄不思議に思ひ、石を返し掘て見れば、御長六寸六歩の閻浮檀金の觀音の像おはします。扱こそと思ひて所の史臣に命じ、巖の洞に祠を建安置せしめ、讀經通夜せられしに、まどろむ夢の中に僧一人來りて。

加賀の國末久方に守らんと幾世を経てか爰に在りけり此御夢想を蒙りて難有思ひをなし、可然僧を置、社堂を清め執行せしに、瑞驗あらた成しかば、次第々々に繁昌し、人王六十五代の花山院、寛和年中に此岩屋寺へ御幸有て山景を觀覽ましましに、和國に珍しき仙宮なりとて、則此所に皇居成らせ給ひ、釋門に入らせられ法衣を着し、入覺禪定法皇と號し奉る。其時分當國に勅使左大辨宰相下着せり。しばし逗留の所を、在名をいはずして勅使村と後に云習はせり。近隣の山々を法皇御幸ありて御見物度々におよび、少御ひろひにて御幸有し所を、諸人敬ひて杏をぬぎ往來す。そこをはだし坂といふ。法皇崩御の御時に、天より天蓋ふりて御輿の上に覆ひける。其所を天蓋橋とぞ申ける。葬奉

成て切絶したるよし物語しけるとなり。

能美郡 慶長九年利長公へ御加増地也

安宅浦 於此所昔新關を被建候。今は其關は二三里も沖の海中にあり。松なども有之所、只今は枯木に成有之事。二曲村に城跡あり。先年鈴木出羽代居申由申傳候事。別宮村に城跡あり。先年鈴木の内吉竹次右衛門在之由申傳候事。

千代村に城跡あり。此城は早川五左衛門取立、其後徳田志摩守有之由申傳候事。

和氣村々山に古城跡あり。先年荒川市助有之由申傳候事。南淺井村 蓮代寺村領境に小橋あり。山城橋と云。此橋の西の方に、利長公と丹羽五郎左衛門と御合戦の舊跡有と申傳。今江村に御幸塚の古城跡あり。徳山五兵衛取立、其後佐久間立蕃有之由申傳候事。以前蓮如上人も御居住之由。

右城境の外に王の院屋敷と申所有之。是は往古王子御下向此所に三ヶ年御居住被遊候由。右城の内に御幸塚と申所有之。折節此所へ王子御幸被爲遊に付御幸塚と申よし。右王

る所を菩提院とぞ申ける。入覺法皇の御在世の内に三十三ヶ所の札所の内に可被成とて、三十三所の始は熊野の那智也、終は濃州谷汲也、始終の字を一字宛取合て那谷寺と寺號を改らる。寺數二百五十ヶ寺、又三百ヶ寺に及ぶ事もあり。甲冑を帶する衆徒三百餘騎に及ぶ。國中兵亂の時是一方の味方と成。かゝる名所の古跡なれども、其後荒果て酒甕のかけのみ残り申と申上げれば、利常公御再興可被仰付て、石切勘七に巖に階を被仰付、所々に石燈籠・石堂など造り建させ給ふ。京・大坂より唐木を取よせて御堂御建立被成、御祈願所と被成けり。かくて越路の山中に無垢世界の有べきと誰か知るべき。祈願誠を以すれば利生非すと云事なし。利常公那谷へ御出之節、御供之人々在所々々の肝煎方に休息しけるに、百八歳に成老女あり。亭主の祖母なり。此者の語りけるは、此所の様子、今の花王院は何も知られ申さず。此老女に御尋あれかし。我信長様の御幼少の時分より此谷に成長仕り、其時分は此見え渡りたる山々は太木古木生茂り、二かゝへ三かゝへの材木共にて、日影も見えぬ所也。寺社の廻廊入違影しき事なるに、信長・太閤の代に

子御屋敷跡に、諸鳥ふんども穢無之由。

同村之内おふこ又はおこしの宮共申社有之候。御神躰は春日の由。右王子御下向の刻、春日大明神供奉に付則氏神も崇敬之由。

同村領畑之内に御坊屋敷にて云あり。昔ちやせん寺と申寺有之由にて、其邊に今に茶筥いたし賣申候。

波佐谷村領に城跡あり。昔宇津呂丹波有之、其後村上庄左衛門有之由申傳候事。

赤瀬村小松橋の上山の内にくだ谷と云所あり。岩組さがしき景能所あり。其岩のうろに九尺四方計の古き堂あり。なでんの觀音堂と云。中に長け一尺計の木像二躰あり。泰澄大師白山開かれし前に建給ひしと云傳ふ。

同村領の内に川淵あり。此淵の主やすのと云。大きな片目の蛇の由。洪水の時分は出て、安宅邊迄下り又歸りけるよし也。昔安と云し女、此の川へ入て大蛇となりしと也。原村に婦人共臨産の時分、其家の窓戸を閉置事也。明て置ば村の氏神のこがめとて風吹なり。昔より村の云傳にて、産の時分は今以窓戸を能々閉、日の光さし入らざるやうに

する也。

同村領之内佛御前の宮とて舊跡あり。此所佛御前の在所なり。

小松愛宕 無寺領祠堂銀五貫目 眞言宗 養福院

永祿年中覺秀と云住持開基にて、慶長九年利長公より愛宕堂・拜殿御建立、承應二年利常公より愛宕堂・拜殿共に御再興、護摩堂・客殿・庫裏・雜藏迄御造營、并御道具等御寄附之事。

梯天神 社領百石、三十石月次連歌料 別當松雲庵能順

祠堂銀六貫二百目、内百二十目二歩之步入銀年符を丁銀に直し歩。

明曆三年利常公より、小松梯の川端に天神堂御造立有之。御本尊は忝も菅公御自筆を求められ、久々御秘藏成を、山本彌二右衛門を御使にて於京都表具被仰付、此社に安置せられし也。本堂は北野聖廟也。四歩一に御建可有とて、御大工山上善右衛門に指圖被仰付、御造營成就し、神具は北野のごごく也。松・梅・櫻の植木數十株、並神前金燈籠其外品々御家中より寄附有之を、柴山内記・生駒三九郎帳面に記し御

覽に入奉る。扱京の北野にて宗匠と云れし連歌の達人、能

觀・能順・能悅にて父子三人被召寄、御移徙に連歌百韻相濟則能順沙門を召置別當職被仰付、梯村にて百二十石の社領・連歌料被宛行、御當家の元祖菅原根元の御社なれば、毎月廿五日御祈禱之連歌執行也。御子孫榮久之棟札を千岳和尚に被仰付。棟札に曰。

謹上再拜敬啓。加越能三州之使君。忝爲北野天滿天神之立孫。依之於于加陽新府。擇地潔處而新建菅原社。加之又營玉樓金殿之寺。召能順行者爲看司。恰表大宰府中觀音寺。至矣盡矣。于然遷宮三日以前。倏忽而就予見。請立柱上梁札。依國命難忍不。及擲掄。作俚語之文。而充社棟札。更不。畏菅君之靈鑑。不。惶世俗之人口。一筆句下者也。仰庶幾愛憐。勿比丘短才不敏。垂照鑑矣。

銘曰

能美故郡 加州新府 懸橋之北 安宅之東 相地潔處 建社河隈 迺是菅原宗廟 最其松氏寺宮 柱徹黄土 棟聳碧空 神德爲靈驗 流如矢月弓 神影爲清操

松自青梅自紅 寺臨水際 殿並境中 希願人滿足

恭敬衆盈豐 戴之則如冥顯 仰之則尊無始終

庶幾者要衛蘭奢花盛 必依檀信節崇 更冀者國家安泰

佛法紹隆 塊不割雨 條不鳴風

明曆三丁酉二月二十五日

大功徳主加越能三州太守從三位中納言兼肥前守菅原朝臣利常。

大工入唐自横山喜春十七代山上善右衛門尉喜廣。

前三任妙心現傳燈千岳叟勿謹誌焉。

定光古佛火燭云。寄語采无忌。火光速入地。家有王癸神。

日洒西海水。現傳燈千岳叟謹誌焉。

小松御城 萬治二利常公薨去以後御番城になり、人持組二人宛、毎歳三月十五日交代。

當城昔一揆の大將若林長門居す。越前北の庄の一揆共、長門を招大將とせしか共終に討負、於江州安土長門は梟首せらる。其後信長公より村上次郎左衛門に當城を賜り、六萬六千石にて名を周防守と改、北の庄の與力と成。是信長公の命なり。慶長三年堀左衛門督越後へ移さる、砌、又與力と

なり越後本庄へ移る、九萬石を領す。其跡丹羽五郎左衛門長重領す。慶長五年關ヶ原一合戰の砌變心ある故に領知被召上。其砌小松少勢故、木下宮内少輔・蜂須賀長門守が軍勢に加りて、上田主水・寺西備中・服部出雲守（服部カ）木下は志をかへ利長公と共に關ヶ原へ出陣たり。上田は關ヶ原落去之後淺野左京大夫扶持し、于今子孫藝州廣島に家臣たり。寺西・服部は利家公の家人と成り、子孫榮え有。

又曰、小松昔は小笹原なるを、若林長州此所に館のごまくにして居す。菌村領の内に主たる故菌小松と云。柴田氏代に城に拵へ、徳山五兵衛を置しなり。又御幸塚を城に拵る事は、六條本願寺より拵へ御堂を建置しを、柴田放火したると也。天正年中より前田家の御領と成、寛永十六年より萬治元年迄利常公御在城、此間二十年なり。寛永十七年利常公江戸より御隠居、東海道通り六月廿一日初めて御入城、中土居に古市左近、枇杷島に御子小將、三の丸に人持組、牧島・竹島・葭島・松任町・泥町（ソウケ）・眞町・上牧村・園村・小寺村に御家老・人持の諸役人作事して住す。御家老は神尾主殿・青山將監・前田權佐・寺西若狹・山崎長門等なり。三谷に小幡右

京・同下野堀三郎兵衛居す。三の丸後町に淺野藤左衛門・小林豊前・長谷川大學・稻葉道仁・鷹栖松雲、牧島に前田内藏允・神戸藏人兄弟・西村右馬、葭島と竹島に松平治部・九里覺右衛門・大橋又兵衛・同市右衛門・前田七郎兵衛・宮部彌三右衛門・藤林英庵・建部九郎兵衛・笹田助左衛門・杉本治郎左衛門・武藤庄兵衛・野村半兵衛、海老町口に永原土佐・津田立蕃、御馬出に印牧與右衛門・湯原八丞・吉田小左近・佃源太左衛門・半田五郎左衛門、大野領に御馬廻七人、其外數百人所々に地取して、思ひくゝに作事營入にける。御城中迄所々より入船しければ、水付にて一兩月も過瘡を煩はぬは一人もなしとぞ。能美郡御拜領より、前田對馬源峰入道を城代に被遣、其後萬治二年より前田三左衛門直之城代たり。延寶二年より前田備前貞親城代、其後前田修理等度々城代。小松御城代前田對馬長種入道源峰より同内記・左兵衛・長松丸迄四十年來の竹藪あり。昔丹羽長重以前より代々根組深かりしを伐すかす事度々なり。然ども指而誤にも不成と何茂申あへり。然るを四代目前田長松丸家來共竹木を伐屋敷を荒す由利常公被聞召上、御立腹にて御吟味嚴敷なり。矢

野次左衛門は別而多くの竹を伐出に付切腹なり。家老松田内匠・寺岡又兵衛・野崎五兵衛は蟄居被仰付、一兩年過御免なり。矢野後家は萩田助右衛門姊故助右衛門方へ引取り。蓮代寺によき瓦土あり。利常公小松御在城の中、矢野所左衛門に被仰付、小屋を懸させ、瓦工忠右衛門棟梁にて瓦を

焼かせ、多出來す。同村に昔禪寺あり。金剛寺村・正蓮寺村・五國寺村・蓮臺寺村・遊泉寺村、此五ヶ村昔眞言宗寺あり。小川寺村、昔眞言・天台二宗兼帶の寺あり。昔安元・治承の頃、當國能美郡の目代此小川寺の蓮池にて馬の（ウマ）をせられける時、住持憤りて白山の神輿を當寺へ振込置、右目代不届の次第を叡山へ訴へければ、衆徒多來りて目代を討退けり。平家の亂逆此時分よりぞ濫觴す。其後打續きて兵亂にて、右寺々焼拂けり。此時分迄は北國七大寺と云し大地の七ヶ寺也。

三谷村 利常公小松に御隠居之節、此所武士の居宅あり。小幡右京住宅ありて、近在の力者共集り相撲取けると也。寛永十九年七月小松よりわかき侍中集りをどりける。其中に黒田頼母と云御小將、若盛の事なれば黒緋緋子に紅裏の投頭

巾をかぶり、裝束美々敷躍場に走り廻りける所に、津田立蕃の兒小將二人と喧嘩におよび、兒小將共は頼母に切殺さる。頼母は追放せらる。此村今は民家まで也。

三宅野 小松中納言利常公萬治元年十月十二日於小松薨去有、於此所奉火葬也。御葬禮の御寺は小松國松寺也。導師は金澤寶圓寺、念誦は國松寺也。御火葬は火屋を建、垣結廻し、四つ門を立白土にてぬり、上白綾の水引等結構也。御遺骨は高野山へ奉送、御法名微妙院殿一峰充乾大居士。此節殉死は竹田市三郎・古市左近・品川左門・原三郎左衛門等なり。

日本紀曰、推古天皇十五年毎國屯倉を置る。是屯倉を諸國に置給ひし始也。釋日本紀曰屯倉とは天子の御米を收置倉也。今に國によりて三宅と云村有義は其舊跡成べし。是其國々に米倉を置て貧民の飢饉を救給はん爲なるべければ、いと難有設けにこそ。是より後文武帝弟倉を立られ、淡路帝の常平倉を置れし、皆仁政の助ならずや。

大領村・大領中村 日本後紀曰、去延曆十七年三月十六日の勅書曰、昔難波帝（孝德）始て諸國郡領を置る。昔は日本國

郡毎に大領・少領と云官あり、是を郡司と云。職員令に見ゆ。此大領も昔の郡司の址なり。今攝州住吉等に大領を家の稱號とする人あり。古の大領たりし人の孫裔たるべし。

同	諏訪社	神主	上田氏
同	八幡宮	同	古曾部氏
同	本折村	同	藤村氏
同	須天村	同	熊野權現
同	三日市村	同	尾坂氏
同	安宅村	同	留岡氏
同	二ノ宮	同	北村氏

釜清水村 此村に次郎左衛門とて、近郷十二ヶ村の名主あり。此家の庭に釜清水と云名泉有、依之村名とす。

此村領の内に高月池と申池御座候。祇陀寺明峯和尚十景の内によし。

同村領の内に白山川に、古へはかうもん橋と名付申橋有之候ひしが、一揆取合の時分燒失の由にて、今其所に杭のあと残りあり。

粟津村 温泉あり。脚氣に入湯すれば即効あり。此村領の内に入りやくく寺と申寺有之候由にて、今屋敷とあり。

中村領の内、昔ちやうくわん寺と云寺有之由にて今跡有。寺井村領の内城跡あり。安江左近居館の由。

二口村の内御所の館と申所有之。昔京都より三寶院御下り御居住のよし。右三寶院家來今村上總・湯淺下野と申者居住の由申傳。于今上總田・湯淺田と申田地に成有之由。

館村領山の内に虚空藏山と云所有り。古城也。昔荒川三郎左衛門・永山治部と申者居住のよし。

八幡村領の内に寺屋敷あり。清水寺と申寺有之由。

正蓮寺領の内に獅子が端と申岩あり。此岩獅子の頭に似申に付獅子が端と申由。古へ此岩に辨慶文字を記し申由傳有之候得共、文字消不見也。

大寶村領に伊豆屋敷とてあり。往古太郎田、伊豆館の跡の由、今は百姓家作あり。

鹽原村領に寺屋敷跡あり。常光寺と申寺有之よし。

金平村領にも寺屋敷あり。天王寺と申寺の有之よし。

岩淵村領に内古城あり。昔徳田志摩居屋敷のよし。

吉竹村領の内釜谷と申所に藥師堂あり。昔此藥師靈驗有之由。泰澄大師參籠被成、此堂の前にて供養に、金の釜に而

手取川の端辰口村其外所々に湯有さいへども、湯口へ水流出るに付湯治に不叶と也。

鍋谷村 山々の根に涌泉あり。人は勿論鳥類畜類共に是を呑めば即死すと也。先年此村檢地之節、御算用場小使勤右衛門と云者此泉を少呑しが、明日旅宿において死けり。

此説を鍋谷村農夫に尋ねれば其事なすと云。若又むざと語る事を恐るゝならんと、此邊の十村に尋ねれば、此所に其事なし、越中礪波郡の内に毒泉有と聞しかど、村は慥に不覺と答ふ。考るに礪波郡林道村泉谷のことならんか。

津波倉村領の内、ほつごうじと申所有之、昔ほつごうじ跡の由。

牧口村領の内、牧姫の塚とてあり。石佛一躰あり。是は王子牧此所姫へ流刑被成、其後崩御、京都より右石佛下り御建の由なり。

坪野村領の内に寺屋敷とて二ヶ所あり。古へはちるいじ・妙くわんじと申寺あとの由。

和氣村領山の内に虚空藏山と云所あり。中川庄左衛門・荒川市助と申もの居住のよし。

茶をせんじ諸人に被施候節、金の釜を初而見るにより釜見谷と申由。何の頃よりか釜谷と申候。

田村領の内入定塚あり。古へ玉丹と申行者、齡百三十六歳にて此所へ入定仕よし。

同村領に寺屋敷あり。昔けいとくじの跡の由。

三坂村領の内あわづか嶽と申、又火ともし山共申所あり。是は昔小松の城主丹羽五郎左衛門と別宮の城主鈴木出羽と合戦の砌、此山にて出羽方より篝火たき候に付、火ともし山とも申由。

南保村領の内に上杉と申所あり。昔亂世の時分上杉彈正此處に居住有之由、上杉塚とて今にあり。

石川郡 當郡は天正三亥年四月利家公始て御加増地也。

白山 行人派眞言宗越前在 平泉寺

傳へ聞、白山權現と申奉るは、養老三己未年越前國雄智の山里に泰澄大師と云行者ありて、六根清淨の窓の前に、即時觀其音聲皆得解説の香を薫じ、一心三觀の月に心をすま

す折節、東山の頂上に四時雪不絶、四方の山々高根をすそに帶たる高山に紫雲たなびき、雪中に大日の梵形あらはるゝを幾度も拜し奉る。いか様靈神の鎮座とおもひ、或時よち登り、白根の麓を徘徊す。老翁一人忽然と來現す。泰澄いかなる人との給へば、翁答て曰、此頂上に天照大神の玉母鎮座ありて、なきあとを大日如來の尊像にうつし、北國擁護の靈神なり。我は此山の大事にて、天照大神の第二の神、素戔嗚神の第一の神大己貴命なり。檜の新宮に住居して大権現を守護し奉る也と語りて、虚空に飛行せしむ。泰澄難有奇異のおもひをなし、金胎彌陀の尊像を鑄奉り、大社を建て安置し奉る。近衛院御宇久安年中に、比叡山の末社として天台山に白山を勧請す。四時雪降りて山徒難儀に及ぶ。一山是をなげき、白山権現毎年度宛叡山に來迎の日を定め、其外は白山に住給ふ故に、山門に客人の宮と號す。此山開闢の節は日本八州に分れ、此越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡迄一ヶ國也。其後三十三ヶ國に分て、猶越前・加賀は一國也。又其後六十六ヶ國に分れてより越・加兩國と成る。泰澄は越前北の庄岡部の安澄が子也。又越前・

く磔に懸んと被申ければ、無是非歸山してはがみをしてぞありける。かゝる所へ越前殿江戸より歸國にて、追付以使者金澤老中へ口上書に。

爲御立願、此度越前國白山社頭御造營可被成由に付、人夫少々登山之旨所之者申來候。左候へば此方へ御斷可有義、如何存候内に、越前守御暇被下歸國に付申達候へば御立願と有之上は、何の國之社頭造營も可有事歟。然共古來より國の守護修覆申來儀、其上今程は從公儀御預領之事に候へば、左様之義越前守年若にて難心得候間、寺社奉行へも相尋、可爲其上之義候條、無子細可有造營管に候ば、幸柚取牛首・嵐嵐之者共仕來、遷宮平泉寺・賢聖院執行之儀前々より之例に候へば、所之者申付人足等御馳走可申由、越前守申付候間、左様に可被仰上候、以上
七月三日
波々伯部九郎兵衛 口上

加州御老中

右口上書小松へ持參す。小松にて老中は在金澤、中納言殿は在江戸也。是より返書可有とて使者は返しけり。夫より金澤老中は、口上之趣披見して返事なくては叶間敷とて。

加能越金砂子

加賀・美濃の巷に白山有て、三州より參詣の輩は國々の室堂に一宿すなどきくに辨へ難しと、加様の儀を越前の者共根として年々論止事なし。

ヨロコビ
賀を加る國の白き山

宗 祇

明暦元未三月小松中納言利常公江戸へ御參勤の處に、清泰院様御母堂より利常公へ被仰上、加州白山社御建立被成度之旨に付、金澤老中へ被仰入、寺社方破損奉行人に御大工横江太郎兵衛被添、白山へ被遣、指圖を極め、尾添村の者共に柚取申付、材木等も伐寄て御用意せし所、越前領島村・牛首村の者共藤兵衛を大將として何も罷出、加州より此社御建立謂なし、是は越前の社なれば中々其方よりいらふ事おもひもよらずと論に及ぶ。尾添村の者共は十六ヶ村を打絶し社を建んと云。いやましてしばし、下にて埒明事不可有と、奉行入御大工共其儘指置、金澤へ歸り其趣を御老中へ申上る。又尾添村より何れも金澤へ罷出、私共は御任せ被成、無御存知躰仰付被下候得者、十六ヶ村のやつばらを悉く滅却して、此方存分を達し可申旨訴へ上げれば、老中いかりてにくきやつばらの詮義かな、下として申分仕義有之ば悉

一筆令啓達候。先日小松迄御使者被指越候由に候得共、金澤に罷在御使者へも不懸御目候。然ば白山建立之義に付、被仰越候通委細承届候。社頭破損仕候間致建立候由、尾添村百姓共申候のゑ其分に申付候。惣而御隣國之儀に候條、境目等之出入無之候様に中納言被申付候。此度も尾添村百姓申分御座候へ共聞入不申候。寺社御奉行衆へ御尋可有之由、其段如何様にも御勝手次第に存候。彌造營可仕義に候はゞ從是御相談可申入候條、可預其御心得候、恐惶謹言。

七月廿日

奥村 因幡
小幡 宮内
長 九郎左衛門
津田 立蕃
前田 對馬

本多内藏助様 狛伊勢様 有賀小左衛門様

如斯返書遣置、江戸へ及言上候處、利常公聞召、公方様未御幼少なり、越前・加賀兩所共若年也。我今程年寄て上様を大事に存る上、如何申分致べけんや。以後公方様御成長

の時何とぞ可被仰渡とて其事止にけり。十六ヶ村の者尾添村の者と徒に雜言申合て暮しける。然る後寛文初の頃加州より淺加左平太御用有て在京の時分、白山長吏の坊上京し傳奏衆へ申達す。淺加取持に依て早速達叡聞、白山禪定の別當職を長吏の坊に給り、綸旨頂戴して加州へ歸る。依て白山大社を再興の儀申上る。今は越前に申分有間敷と又造營之沙汰に及ぶ。猶十六ヶ村の者ども疑に及て成難し。此時江戸御老中の沙汰となり、寛文八申十月爲上使、江戸より杉田九郎兵衛白山見立に來駕せらる。金澤より津田宇右衛門・佐藤助左衛門・松原八郎右衛門・橋本治部左衛門・林十左衛門登山し、山の躰を見廻し、兎角白山禪定は三ヶ國の巷也、何方も可定やうなし、此山を公儀へ可被召上と極る。然るに尾添・荒谷二ヶ村は山の麓にて、山畠のすそ野也。依之白山に付て被召上。扱越前領分勝山は、先年大和守殿領せられ、其後播州姫路へ所替、其跡三萬石明知にて御公領にて有しを、先年伊豫守殿江戸において、御成之御用意にて日本無双の作業等被仰付。其時御手前不如意に付勝山御預領の地也。此度可被召上候間左様に御心得可被成さ、越前

衆へ被申渡、殊更白山近邊の瀬戸・女原・釜谷・風嵐・桑島・下田原・牛首・鶉ヶ谷・深瀬・二口・五味島也。荒谷・尾添二ヶ村は加賀領分也。彼是御公領に相定り、牛首の藤兵衛を追放し、扱加州領尾添・荒谷の代として近江海津浦にて相渡る。津田宇右衛門・松原八郎右衛門・佐藤助左衛門、越中島村の九郎兵衛を津田召具して、各海津へ罷越て、大津の御代官小野惣左衛門、其外菱屋源次・今津甚右衛門何茂海津へ罷越。海津は東町・中村町・古池町とて三ヶ庄の所也。何も加賀様領にて有度に付、鬪取に而中村町ぞ渡りける。則其町にて岩松彦左衛門を肝煎に被申渡。中村町百七拾石の裁許也。東町の内に松屋孫兵衛とて、先年より加州御登せ米の御藏を預りける。此度此者の居住の町と願けれども、鬪取にて他領に成り一入残念尤也。扱尾添の湯を自今中宮の湯と申ける。江州今津は芳春院様御化粧田なりしを、今に加州御領なりとぞ。

中宮村 温泉あり。昔は尾添之湯といふ、頭痛に吉。

下吉野村 昔禪宗祇陀寺の屋敷あとあり。後泉野寺町へ所替。明峯和尚之代の由。則明峯の墓あり。同人見立十景あり。

社。則又爲三菊理媛二歟。

白山本地堂 百石

長吏

護摩堂にて正・五・九月護摩燒は、金澤伏見寺勤之。長吏の坊古へは佐良村に在、此所へ移りし年限等不詳。

白山本社に咒狗コイヌ一對あり、石也。是は昔奥州秀衡於京都求め、船にて奥州へ廻されし時、加賀の沖にて舟留り岸へ着しに依て、白山に被上しと也。脚氣の痛又は小兒の頭瘡等難治時は紙にて咒狗を撫、其紙を以痛を撫るに平癒無疑也。當社に兆典司筆の涅槃會の像有。

舟岡山古城 鶴來と白山の間東に見ゆ。利家公御入國後當所目代に高畠石見守定吉を置く、知行一萬石也。同弟木工千石、同弟善太夫五百石、居屋敷跡古城之内にあり。

鶴來村昔は劍と書たれ共、火災度々に付太守綱紀公より今の文字に被改。此村に金劍宮の宮あり、戸の池とて天平年中よりの古池あり。天下に三つの池と云傳ふ。此宮の前に牛石とて牛の子程成る石あり。昔近郷の女此宮へ丑の時参りして、嫉妬の祈して其儘石に成たりと云傳ふ。于今あり。同村の内に元徳寺畠とてあり。二百年計以前に元徳寺と云

り。所謂大白山・飛瀧岸・高月池・鉢卷峰・虎狼山・白布瀧・仙雲峰・高門橋・月景澤・雲流山。此寺跡に三度櫻とて名木あり。一番に二重櫻、二番に三重櫻、三番に八重櫻、一春に三度花咲く。歌占の瀧此邊にあり。此邊たばこの名物。同村領の内に太鼓野と云所あり。往來之道五十間計の間、牛馬通り候へば地太鼓打申様に響ある故、太鼓野と云。下白山 社領六拾七石三斗三升三合三勺

神主十人各 建部氏

伊弉冉尊とて女神也。當社は養老元年より開闢也。當國の先主富樫左衛門晴貞守護たりし時は、白山の麓桑島村・牛首村より、口は坂尻村の杵懸松迄神主共領分せり。國政は富樫に任す。其節は西神主十人、東神主十人、並三十人の衆徒も有之所、富樫滅亡以後西神主も衆徒も退轉し、東神主は相續せり。中古亂世にて社頭大破に及び、神主共も衰微し神事も怠りし内、利家公當國へ御入國にて、當社の義御尋に而神主共被爲召、社頭御再興被成、神事無懈怠執行すべき旨被仰渡。夫より御代々御修覆有之也。神書鈔。以三菊理媛爲三加賀白山權現。神名帳。加賀國石川郡白山比咩神

寺有之由、清澤泉と申清水もあり。右元徳寺此邊に有之よし、清澤の元徳寺と申候由。清澤町と申も同村に有之候。同村領の内に千手院と申畠あり。昔千手院と申寺有之由。同村領持山の内に千堂と申所あり。古しへ白山參詣之者、此邊の峰筋を通り一宿仕候堂の跡と申傳へ候。

同村領持山之内にしやうまんが岩と申岩あり。往古此所にしやうまん大夫と申者有之て、天より其者に面をあたへられ、其面を岩の上に置候に付、しやうまんが岩と申ならし候由。

倉ヶ嶽村山に古城跡あり。富樫某の隠居城と云傳ふ。山の頂に池二つあり。一つは水なし、一つは水八分にあり。深さ不知。葦菜あり。此池へ昔富樫馬に乗ながら飛入られしと云。今に快晴の時分は鞍見ゆといへども、不慥、故に昔は鞍ヶ嶽と書しとぞ。此嶽の下西南の方に堤あり。此堤のまへにて人々物いへば銚の音明らか也。名所と云。

四十萬村

東一向宗 善性寺

往古永正之頃迄は寶鏡坊とて此村に住しが、蓮如上人北國へ經廻之時分、寶鏡坊の所へ御逗留ありし舊跡なり。其砌

寺號を改、蓮如上人眞筆にて八萬の寶藏と云文寶鏡坊へ給る。今に有。此外遺寶品々あり。山に蓮如の灰塚も有り。同村の持山之内に、大田池と申長さ五十間幅三十間程の池又小田池とて十間四方計の跡あり。此池二つ共に今程はあらはに成てあり。昔此池に蛇住由にて、人通りも難成に付水を切落、右の池二つ共埋め候所、又其邊に蛇池と申て山の上の有之池へ蛇住候故、其池も埋め候所、山の上へ登り死居申由。右蛇池は今程は畠に成て有り。

高尾村山に古城跡あり。富樫氏の本城と云。此山に坊主火とて、夜半の頃火柱立遠方よりは見ゆれども、此山へ來りては不見と也。同村持山之内、城山と申所あり。富樫城跡之由。又筑紫の宮とて社あり。富樫筑紫へ出陣の時、宇佐八幡宮へ立願あり。利運に成候ゆゑ、歸陣之砌翌年四月十七日百姓地取仕置候得者、國主夢想に宇佐八幡此所へ飛來り給ふ由。翌朝田の中にあかめの木三本・紫竹三本生出ある故、則其所を宮地に仕、今以氏神と崇申由申傳候。

同村領山之内に經塚と申所あり。昔石に經を書築込候と申

傳候。

安吉村之内城跡御座候。昔大窪源左衛門と申人致居住、天文廿年遁世にて、姉聳大窪大炊と申家老右城を持居申由。同村領之内八まん田と申所御座候。長さ十間計幅三間程の所を申候。此近邊に八幡の社御座候。右八幡田の前を馬に乗り通り候得ば落馬仕候由、昔より申傳候。

同村領の内おわん田と申所御座候。大窪源左衛門娘おわん居住之跡に而、其名を唱來り候由申傳候。

石立村領之内大石五本立有之候。古へ右之石一夜の内出現仕候由申傳候。年號等委細は知れ不申候。右の石只今も有之候。

同村領之内昔かのふ隠岐と申人致居住候由申傳候。屋敷跡只今は田畑に成有之候。

柏野村領之内往來に、夏の水とて夏百日の間清水出る。祠有。

下柏野村領之内笠石と申石御座候。昔は寺も有之由。此邊をらんとう田と申傳候。右之石は石塔之由に御座候。寺號傳承不申候。

松任村領之内若宮八幡の社御座候。往古鎌倉家何れの代にや日輪二つ並て出候を射させ可申旨富樫へ被申付。則家臣新保之助に射候様に申付候處。新保之助承、則鎌倉八幡宮へ一七日致祈願候處。靈夢に告有て日輪を射させ候は、加州松任之内家之惣領分之者、八幡氏子に致し崇め可申哉と有之に付、夢中に致領掌。其後新保之助日輪を射落申に付、右之段富樫へ相達、如神勅八幡の神輿を松任へ移し候處、其頃夏の時分に而田を植申様に拵置候處、一夜に林に成候故、其所を今の八幡の宮地に致候由申傳候。此外神明、春日・諏訪・船越・貴布禰・觀音等六社も、此砌一所に勸請仕候也。只今八幡共に七社御座候。且御玉堂・經堂と申て屋敷跡の石場有之候。其外鹽越明神の社も御座候。此社の邊に左近屋敷・大夫屋鋪・さん屋敷とて御座候。是は右若宮の社人居申所之由申傳候。只今は田地に成候。同所嫡木右衛門大夫の古城あり。後に利長卿暫御在住と也。昔山森權丞居住候由。利長公は天正十一年御在城也。成村領之内善山と申所御座候。昔此所に善山寺と申寺有之候由申傳候。屋敷あと田地に成有之候。

上福増村領之内興淨寺と申所御座候。古へ此所に興淨寺と申寺御座候由申傳候。屋敷跡田地に成有之候。同村領の内寢上館と申所御座候。古へ此所に寢上市左衛門と申者住候由申傳、其所田畑に成有之候。同村領之内西法寺と申處御座候。昔西法寺と申寺御座候由申傳、只今は畠に成有之候。徳光村領之内小丸と申所御座候。往古此所に大和隼人と申人居住之由申傳候。今程は畠に成有之候。倉光村領之内館山と申塚御座候。往古倉光次郎成澄と申人居住之よし。同村領之内殿之垣内と申所御座候。古へ若林長門と申人居住之由申傳候。今は百姓居申候。村井村領之内猿樂田と申田地御座候。同村に春日明神の社御座候。昔は此社に能有之、右猿樂料に田地を附申由に候。猿樂田と申傳候。唯今は左様之品無御座候。同村領之内にごん堂と申處有之由。昔此所にゑん正寺と申禪宗の寺有之由申傳候。同村領之内昔村井備中と申人居住之由申傳。屋敷あこは畠

並百姓之家有之候。福富村領之内昔親王寺と申眞言の寺有之由申傳候。其屋敷跡今は同村氏神の宮地に成有之候。同村領之内坊の館と申所御座候。親王寺之塔司之由申傳候。上島田村領之内石佛と申石四つ御座候。佛像のやうに相見え申故、如此に申傳候。四つ屋村領之内齋藤攝津守と申人致居住候由申傳候。今は其所百姓之屋敷に仕候。菅波村領之内おこしと申所御座候。昔本願寺蓮如上人、此所に寺を建可申由に而地取有之由申傳候。上人暫腰を懸られ候故、其所をお腰と申傳候。劔崎村領之内的場と申所御座候。是は昔此所に土佐と申人致居住、其人の的場之由申傳候。名字は知れ不申候。東米光村領之内佛屋鋪と申處御座候。往古親鸞上人、此村の百姓嘉右衛門と申者の家に一夜止宿有之、其頃は手取川此所を通り申に付、翌日嘉右衛門は川の致案内立歸、川を隔て彌陀の名號を書寫被候様願候て、あら筵の上に紙を鋪候へば、上人川のあなたより筆を被染候へば、則文字すはり

候由申傳候。あらごもの名號と申候。今は越前に有之由申傳候。右止宿之處を今に佛屋敷と申傳候。笠間村領之内社御座候。往古宇佐八幡筑紫より飛來り候由に御座候。木曾義仲上洛之刻。今の手取川へ通り懸り被申候處、折節渡り難義に付而義仲立願有之處、暫時に水引無恙渡越され、八幡へ甲を被上候由申傳候。甲は唯今は無御座候。宮保村之内八幡宮の社御座候。是へも義仲上洛之節立願有之、此八幡宮へ鎧を被上候由申傳候へ共、鎧は今無御座候。同村領之内八幡田と申田御座候。往古右八幡の御供田のよし申傳候。松本村領之内阿彌陀島と申處御座候。昔手取川此筋を通り洪水之刻彌陀の木像流來、此邊の梅の木に懸り有之候故、阿彌陀島と唱來り候由に御座候。右木像今程何方に御座候哉、相知不申候。五影堂村領之内御坊屋敷と申所御座候。昔照圓寺と申寺有之由申傳、屋鋪跡只今は田畑と成有之候。額乙丸村領之内やぶ田の明神と申社御座候。本地十一面觀

音之由申傳候。富樫氏崇敬に而社等造營有之由。委細は知不申候。同領之内いかり川と申川有之候。昔手取川此所を通り候刻、唐船着申候て碇をおろし申により、碇川と申傳候。行町村領之内館畠と申所御座候。昔鹽屋安藝居住之跡と申傳候。坂尻村領之内かづらきと申畠地御座候。昔信州の女夫を尋に來候へ共逢不申、此所に而鬘を切捨候に付如斯申傳候。同村領之内獅子岩と申岩御座候。古へ手取川此所を通り候節舟渡にて、右かづらきの地より渡舟の綱をいはへつなぎ候由。右の岩獅子に似申故如斯申傳候。下新庄村領之内白山權現の社御座候。養老元年にふゑい寺と申眞言の寺より建立の由申傳候。飛驒の内匠建申由にて九尺計四方の社、寛文の初の頃迄有之由申傳候。破損以後雜木を以百姓共より建置き申候。同村領之内、昔阿波の五兵衛と申者居候由申傳、屋鋪跡畠に成て有之候。安養寺村宮地の内經塚御座候。其所今に十一面觀音にて、

古へ田屋大炊と申人建立候由。其節は七堂伽藍にて有之由申傳候。

日御子村領の内宮村の上にして、かげの清水とて少の水出申候。此所に白山権現の社御座候。養老元年此所より白山へ登山有之由申傳候。此外日天子十一面觀音八幡も同宮地の内に在之。往古は堂數も多く、六千石の社領も附有之所の由申傳候。

同村領の内六郎畠と申所有之候。昔林六郎塚の由申傳候。于今塚在之候。

知氣寺村持山の内古城跡有之、倉ヶ嶽の城と申候。往古林六郎居城とも申傳候。

同村に六郎居住館跡の由にて有之候。

藤木村領の内、昔園の道寛と申人屋鋪跡御座候。是は越前園村より相越致居住候由申傳候。

曾谷村領の内、經塚こ申塚御座候。昔此邊に一會寺と申寺有之、其寺より築申經塚の由申傳候。

向島村領の内昔林四郎左衛門と申人居住の由屋鋪跡有之候。江津村領の内寺畠と申畠地有之候。昔此所法蓮寺こ申寺跡

西市瀬村山の内鷹ノ巢山の古城跡は、佐久間玄蕃居住の由申傳候。

同村領の内經塚と申處御座候。此所に一尺四方計の石有之候。七八寸程内をくり、其上に丸き石の内をくり蓋に仕有之候。如何の由來にて候哉相知不申候。

割出村領畠内に館と申所は、昔高桑備後守と申人居住の由。同村領の畠の内金剛坊畠と申所は、古へ此所に金剛坊有之由申傳候。

熊走村領の内八幡の社御座候。是は昔此村に土田左近・田中藤左衛門・垣内後藤兵衛と申者居住有之。神社は左近建立の由申傳候。

田井村 聖德太子御直作二歳の御影 一向宗材木町善福寺末 道場坊。

昔此村の田の中に井あり、此内より出給ひし木像也。依之田井村と號す。折節此邊の田の中に、三四歳の小兒の遊び居る。何れの子とも見知りたる者なし。又一説に田井村の内往昔松田次郎左衛門と申人有之。聖德太子二歳の御姿木像に刻み次郎左衛門守本尊に仕由にて、同村道場坊に今に傳來之由。

の由申傳候。

金間村領の内山の根に風穴と申て岩穴二つ有之候。常に風少々出る故に風穴と申傳候。

同村領の内金間左衛門軍場と申所御座候。又は墓所とも申候。此所にて牛馬野飼不仕候由昔より申傳にて、今以て此所に牛馬放し不申候。其邊に金間左衛門居住候由申傳候得共、屋敷跡しかこ知れ不申候。

吉岡村領の内小豆澤こ申澤御座候。昔吉野村に有し祇陀寺泉水の由申傳候。

坂尻村持山の内横谷の瀧と申瀧有之候。此瀧に昔は不動の像顯れ申事有之由申傳候。

堂村持山の内横すみ谷と申所御座候。古へ横住角左衛門と申人居住の由申傳。今以屋敷跡有之候。

福岡村領の内昔結城七郎居住の由申傳候て、屋敷跡御座候。只今畠地に成有之候。

同領の内天神の宮と申宮地も有之、七郎建立の宮と申候。倉谷銀山町領の内屋敷四ヶ所御座候。先年法住寺・宗榮寺・廣德寺・誓入寺と申寺有之由申傳候。

既戸皇子者用明帝之子也。母曰穴穗部間人皇女。敏達帝二年。皇女巡禁中至馬官。當既戸而産。故名皇子。生而能言有睿智及壯一聞二十人訴而不失。且識未然。習内教於高麗僧惠慈。學外典於博士學智。悉能通達。用明帝愛之居宮南上殿。故名上宮既戸豐聰耳太子。推古帝廿九年二月朔日夜。太子班鳩宮にて薨じ給ふ。

王官百姓水漿口に入れず。長老は兒を失ふが如し。少壯は父母を喪するが如くにて、泣聲は道路にみち、耕夫は耒を釋て、春女杵せずとなり。

田子嶋村往古宇野次郎左衛門と申人居住の由。今以屋敷跡御座候。

藥師堂村領の内信濃殿御田と申所御座候。昔此所に神谷信濃居住の由申傳候。

下安原村領の内濱に太閤田と申所御座候。太閤様御腰被爲懸候由にてケ様に申傳候。今以少高所有之候。

南笹塚村領の内には塚こ申所御座候。古へ座頭琵琶を持入定仕る由にて如斯申傳候。

寺中村 大野湊神社 佐那武大明神 社領田地二町

但、高に直し三拾石、外六石五斗八升貳合貳勺御代官附に成る。

寺中の社は天平元年より有之と雖も、中比亂世にて及零落、誰有て取右ると云事不知を、天正十四年利家公諸堂御再興あり。寛永十六年利常公より社堂御修理あり、夫より御代々御修理あり。兩神主河崎氏なり。

畝田村領の内うし堂に申御座候。神躰は大威徳明王の由申傳候。往古は七堂にて社僧も有之由。末世のため金にて作り候雉子並錢等有之由申傳候。

同村領の内臺所橋と申橋御座候。右大威徳明王社邊に有之橋故、大威徳橋に申由申傳候。然る處いつの頃よりかだいでこる橋に唱ならはし候。

泉村領の内にも館に申所御座候。木曾義仲陣所の由申傳、今作食藏にて有之由に候。

御供田村領の内にも館と申所御座候。往古土屋大學・同隼人二代居住の由。玉鉾村の宮大社故、此所より御供を備へ申に付、御供田と申由申傳候。

押野村領の内上宮寺敷に申御林の敷御座候。昔上宮寺今金澤出

池出現故、權現御手水被成候由申傳候。只今は水は無之、

池あせ有之候。權現影向の節、白山より大平寺村迄布幅程白雲たなびき、六月雪降り申由申傳候。

大平寺村領の内松林の内。明峰和尚の塚とて墓所于今御座候。

小原村領の内にかむりが城と申古城有之。昔富樫敵に追立られ、此所へ逃隠れ、最早是迄は追來るまじと、此所にて冠をぬかれ候故如此申傳候。

久安村領の内富樫館と申所御座候。富樫の亭有之所の由申傳候。只今は畠に成有之候。此内に稻荷社有之。此宮地の内に義經笈懸松さて、大木一本御座候處、延寶年中立枯になり、根返り仕、唯今は無御座候。

矢作村領の内殿の大居と申所御座候。富樫家臣藤懸ばんどうと申者居申に付、殿の大居と申由申傳候。

窪村持山の内まんぐはん寺と申山有之。昔此山に満願寺と申寺有之故、山の名と仕候由申傳候。

山科村領の内八幡と申所御座候。昔此村に芋堀藤五郎に申者住み、黄金を以て薬師如來を鑄させ、此所に安置仕候由

町大工と申寺有之由申傳候。

米泉村領の内墓所御座候。昔洲崎兵庫居申に付、兵庫墓の由申傳候。

玉鉾村領の内寺畠と申所御座候。昔たか寺と申寺有之由。

古此村用水より木佛五躰掘出し、則其所に堂を立今以安置仕候。此佛右たか寺の佛の由申傳候。世俗水曝佛ミサランと呼候。

野々市昔は布市村領の内御館と申所、又御藏の館とも申候。昔富樫の類泰高居館の由申傳候。其後若林氏居住の由申傳候。名は知れ不申候。又其以後不破彦三居住の由申傳候。右の館二圍の内、一圍は作食藏有之、一圍は畠地に成有之候。

同村領の内山川館に申所有之、富樫家臣山河三河守居館の由。

同村領の内大乘寺開山徹通和尚の墓所御座候。則此邊昔大乘寺の屋敷の由申傳候。只今は田畠に成、屋敷跡しかと知れ不申候。

位川村領の内御手水池と申候て、四間四方程の池と相見え窪き所有之。是を御手水池と申儀は、往古近在大平寺村領にて、大乘寺明峰和尚葬送の砌、白山權現影向有之、右の

寺傳候。今程金澤伏見寺の本尊にて御座候。

二五塚トスゴ 芋堀藤五郎夫婦の在所と云傳ふ。三ツの牛の部屋にて有しを、今民家にしけるに也。此村家三軒より多くは建る事不成。今五六軒ありといへども家の庇の分なり。屋鋪増せば必ず火災ありとなん。此山に白土あり。昔金澤御城並

武家建候時分の白土は、此山より出し也。今は出し不申候。寺地村 牛頭天王の宮あり。齒を痛む人朝夕用る飯箸を、

此宮地にさし置き立願するに治せずと云事なし。

寺地山 楳樹林東香山大乘護國禪寺 曹洞派

開山徹通和尚、二代瑩山は惣持寺の開山なり。三代明峰水

見光禪寺開山。中興月舟和尚。開基加賀先守護富樫左衛門晴貞。其節は野々市邊大平寺村にあり。富樫滅亡以後亂世

にて所々に隠住し、當國太平の比より本多房州下屋敷、今大乘寺坂といふの下にありしが、元祿十四年明峰和尚の代今の山へ所替。人皇百五代後柏原院勅書、並尊氏將軍以來數代の御教書あり。碧巖集日本へ未渡らざる時、道元和尚入唐し、一夜の内に寫取らんこし給ふ時、中より白山權現の御助筆也。此外什物品々あり。白山水とて靈屋の前に井

あり。是は道元と白山権現約束の水と云傳ふ。

塔中 定光院・東光庵・高安軒。高安軒に稻荷あり。當社稻荷大明神は福德の神なれば、生とし生けるたぐひ、此尊神の恩によらずと云事なし。抑尊神の使者は白狐王也。吉凶を示してその賞罰明らかなる、誰か是を知らざる。殊に當國前代の守護富樫家代々崇敬として、宇賀祭禮の根元故に靈驗他に異なり。當庵先住祖雲首座は晴貞の正流たるに依つて、富樫所替の後は宇賀神爰に移座し給ふ。此由玉泉院殿被開召。社御造營ましゝき。其後寛永年中本多故安房守政重再興し給ふ。于今諸方助力を以て堂建立せしめ訖。

野田村 寺領五十石

桃雲寺

此寺初は神谷丹後・篠原出羽取立候小庵にてありしを、慶長五年利長公より寺御建立にて、寶圓寺二代象山長老隱居の後當時の住持に被仰付、慶長十八年利常公より寺領被仰付。元和三年火災あり、一字不殘及灰燼。其刻芳春院様より御再興の處、其後及大破、寛永十五年金澤諸士奉加を以て、住持取立る。其砌利常公より材木少々被下と也。

大豆田

禪宗 淨住寺

大乘寺二代瑩山和尚の父常住居士爲菩提、瑩山建立の寺なり。

泉野村領昔才川がけの上の野に、柿木・栗木林・ぶどう棚、野田道右の方に油木數千株、御城中燈油に用ゆ。三ツ屋ミ云所に御土藏立て、木實を入置る。杉林に于今あり。泉野村を今に栗ノ木林といふは昔の遺名なり。

十一屋村 はふき藪小竹原也。毎年御城中御煤拂の時分、御用に此竹を用ふる。

大河端村 萩島軍中の松明の爲利常公御代此所に萩を植させ給ふ。今大方無之由。

廣岡村 山王社 眞言 別當 廣岡山顯證院

江州日吉同社也。神社啓蒙曰。所祭神七座。大宮大己貴命。

二宮國常立尊・神皇產靈尊。聖眞子正哉吾勝尊。八王子國狹穂尊。客人伊弉冉尊。十禪師瓊々杵尊。三宮惶根尊。右本宮七社也。所屬十四座加三上七座稱三十一社。

延喜式十日。近江國滋賀郡日吉神社名大神。同三名神祭部云。日吉神社一座。註云比叡神同。傳記云。山王權現昔磯城嶋金刺宮欽明即位元年。自天降于大和國磯城上郡二而

へ水は入にけり。

上野・牛坂・土清水三ヶ村、正保三年田中覺兵衛といふ浪入者、小松へ言上申、寺津村の石嶋といふ所より別に川を掘上げ、此三ヶ村の田畠開發せしむ。

非人小屋 寛永正保の比より、笠舞村領地にあり。御仁政を以、御領國中の鰥寡孤獨の住所なき貧民を此小屋へ入置れ、奉行・役人を附て養ひ給ふ。幼にして父母なき者には乳味をあたへさせ、病苦の者には醫師に仰せて、藥を與へ養生せしむ。寒暖の二氣におかされじも、時々衣類をあたへ給ふ。かゝる聖代に生れあふは難有事なり。

長坂新村 寛文十一年に才川上内川のわけ岩より、大桑村の山の腰を堀廻し、野田山の麓泉野六斗林まで耕水を通じ、在々所々の倒れ者共を集め、新百姓に被取立。農家諸器・作糧等被渡下、野田と泉野の間に村閭を營み、新田開發せらる。

笠舞村 猿丸宮

此所往古は猿丸大夫と云人領し居られし舊跡なり。猿丸禁裏へ御歌の御會に上られて、加賀は雪降り物淋しき國なれ

現大三輪神。下略。其外彼是の書に精しければ略之。

宮腰街道 昔は才川の方に有之、御城より見下しによろしからずとて、極樂橋の上より目の下にみゆる様にと、廣岡の端に篝火を焚き、宮腰の町口に又篝火たき。其間々に四五ヶ所篝火を焚き、闇夜に火の目當にて榜示をさし、繩張を極め、道を直に作らせり。此篝火にて道を直に通すは、元和の頃今枝内記指圖にて、郡奉行瀧與右衛門郡人夫に下知す。同街道に大石あり。龜形也。寛永十一年利常公御好にて、金澤御城へ京より劍左衛門云山作被召寄て、築山・泉水・御亭等御作らせの時、能州より宮腰へ大石とも多く着船す。其内龜形の石一ツ、宮腰道半途にて角かければ、修羅共に其儘捨置けると也。

辰巳の用水 寛永九年利常公仰にて、才川上辰巳村より小立野を通し、御城中へ水を通し候得と有之。能州小代官下村兵九郎並小松町々人板屋兵四郎といふ者、何も算勘の違者故、此者共川上へ行き、地がね・さげ墨を以て考へ、上辰巳村の山の根を堀廻して、程なく小立野へ水上る。奥村河内屋敷の北の方へ水を流し懸て、夫より埋樋にて御城中

ばとて、再び歸られずと云傳ふ。
鷹栖村 石伐山あり。古城跡あり。昔鷹栖某居住と也。この子孫今金澤武士鷹栖氏なり。

田井天神宮

神主 高井氏

抑當社天満宮の御鎮座は、人王九十一代伏見院之永仁二甲午年靈夢の告に依て、洛陽右近の馬場より此田井村に遷し鎮め奉り、其比富樫家の士御園何某・樋口何某、御神徳の忝きを拜感して、里民と戮力一心にして構宮殿、田地數町を寄附し、祠宮を定置て、春秋祭典の儀式嚴重なりしかば、衆人の渴仰國郡に滿。爰に觀應年間に松田某といふ者、本願寺の家司として田井村に住で、當國の賦税を收め、威風近郷に振ひ、家門榮花を極しかど、天正の比石川郡玉鉾村に洲崎某と云者こそ不願けり。一日洲崎が爲に謀られ、動亂の時穿殿臺・濫妨狼藉せられて、社職里民も離散し、人烟爰にたえたり。

松田・洲崎不和の事、田井村道場聖徳太子縁起に委し。

爾後慶長己來天下一統して邑里穩かなれば、大自在の應驗を崇奉り、舊地に一字を再興せしより、今に日夜の備饌、恒

例の祭禮忘る事なし。加賀國は往古富樫氏代々領分也。文明年中一揆の爲に滅亡たり。其後赤松彦五郎當國の守護たり。然れば國民一揆に與力し、領主に歸服せざる故に、京都へ歸り、後但州の内を領すと也。其節の一揆棟梁は、一向宗本願寺の七里參河・下間周防・新納武藏守なり。尾山今金澤御城なりの城に住し、門徒共被退治、築田太郎左衛門後別喜右をして天神の城に住せしむ。然れ共國民不治故、柴田修理を北國の藩鎮として、柴田が勢佐久間玄蕃を以て尾山の城に住せしむ。一揆退治し、當國靜謐す。天正十一年より前田利家卿金澤御居城なり。

金澤 或云尾山又御山共

御城天正三年の比は六條本願寺末寺有之。所々より來り御山云云ならはしけるが、一揆の事有之、信長公より佐久間玄蕃を以て暫く居住せしむ。天正十一年より前田又左衛門尉利家公御入城まし、けるに、文祿元年二月下旬利家公御國御發駕にて、京都へ上着被成しかば、肥前守利長公へ被仰渡、此御城を石垣に可被成度御意を請させ給ひ、御指圖を御目に掛られ、工地を金澤へ御持ありて、小奉行・諸役人・郡の

夫・人足等觸させられ、戸室より石を伐出させ、夫より御取立山城に築かせ、惣構・二の曲輪・本丸の廻りに堤を掘らせらる。扱石垣を築き立させ給ふに、東の方兩度迄崩れ、人幾千人の費となり、利長公も御難儀に思召けるに、上方へ聞えければ、利家公篠原出羽を召て委曲被仰渡、早速金澤へ下り石垣築せ可申旨利長公へも被仰進。利長公其分ならば出羽承りの通り築かせよとて、守山へ御歸城あり。出羽畏て石垣八分通りに築立、少縁をいだしつき立成就しければ、利長公以の外御立腹にて、高石垣に壇をつきたる事不宜と思召けれ共、出來の上は是非なしと、御堪忍被成ける。

二三の丸・西北の丸迄。人持衆並居て屋敷相渡り、屋形を美々敷建られければ、江戸・大阪に相續く名城こそ申けれ。
御本丸 東の丸 鶴の丸 三の丸 二の丸 玉泉院丸

薪の丸

數百丈の石垣は、何れの匠か削なせる青巖のかたち、其中に龍棲鳳闕玉を築きたる三重二重の御櫓亭々として、朝日明れば隠々として黄雲に入る粧ひ、雛鶴の千代の春を舞あそばへ、菱々たる御池の汀に萬歳をうたふ龜悠々たり。御

内郭御本丸二の御丸に至り、名木奇石清泉の類勝て數ふべからずといへども、庶人の知る所ならねば記すこと能はず。偶々古老の説話一つ二つ聞傳へたる名木奇石等ありと雖も、其恐れあれば是を洩す。
石川御門 河北御門 土橋御門
金谷御門 早鐘 三の丸にあり、佐久間玄蕃居城の時よりの鐘なり。
大將籠 二の御丸にあり。
極樂橋 二の御丸中の口向、埋御門外に有。
紺屋坂 石川御門の方より公事場と修理谷の間へ出る口。此所に昔館紺屋にて御染物仕る者ありしと也。其子孫材木町へ出居る。

おちよぼが池 辰巳御櫓の下にあり。昔本願寺末寺のありし時、御堂坊主廣濟寺居住しける。其砌おちよぼといへる女有之、朝夕水汲たる井なり。利長公の御代まで此水を用ひしとなり。

稻荷屋敷 御城被築し以前より辰巳御櫓の下外の方林の内なり。御城御普請の時分、當分稻荷橋の邊明地に勸請有之

なり。其後眞言宗眞長寺境内へ御預。其節眞長寺は古寺町惣構川端今の富永權佐屋敷なり。其後野町後へ所替なり。時の鐘 越後屋敷園の内にあり。元祿初の比までは權現堂の邊に有之し也。黄涉調にて長久の音なり。ひゞきたるやうに聞ゆ。是は大手の石垣あるゆゑあり。

越後屋敷 昔富田越後住宅と也。此園の内の空地に岩時鳥といふ石あり。此邊にて小便等の不淨を行へば、即時に亂心するこなり。此石は昔此所に越後居住の時分安置の摩利支天堂の下にありし石なり。

金谷御廣式 此所は昔高山南坊と云侍の居宅なり。高山南坊は二萬石にて加州の御家人なりしが、慶長の比諸國切支丹宗門御制禁の時、此高山も宗門なれば御吟味有之、宗門替ざる者は異國へ送るべきの處、此者宗門替る事成らずこ答ふ。依て妻子一所に慶長十九年三月異國へ送らる。南坊嫡子十二郎とて美人なり。能を好きければ、其比はやり歌に、能を見ようなら高山みなみ面懸けすの十二郎と、かやうにうたひけり。十二郎妹を横山大膳へ嫁娶の處、南坊より斷有之一所に異國へ同道なり。此外甚右衛門坂の下にあ

りし侍高山と同宗に付、異國へ送られし人々は、内藤徳庵二千石、宇喜多久閑千五百石、早川宗兵衛千石、柴田權兵衛五百石也。各宗旨に俸祿を替て異國へ送られけり。此屋鋪跡は神護寺邊數ヶ所なり。

甚右衛門坂 昔此所坂の上に篠塚甚右衛門にて武者ありけるを、御合力知として利長公より二萬石下し置かれしが、後に奥州へ退去ありしとなり。

會所 本願寺末寺の時御堂坊主ありしなり。てんしやう屋敷 利長公御慰にてんしやうと云異人を召置れし所といふ。

御作事 津田玄蕃先祖の舊宅地となり。其節玄蕃は御客分なりこぞ。

御算用場 前田内藏允居宅にてありしとなり。此子孫修理、才川石坂に家作せり。

公事場 昔は淺野川掛作より、味噌藏町入口不破權左衛門後にありしとなり。其後今の新堂形前に移さる。

町會所 寛永十三年まで安見隠岐とて一萬石の大名の住所なりしが、隠岐重々不届の趣ありて、能州鳴の内関村へ流

刑被仰付、此明地家なり。子孫新知に被召出、金澤に榮え居る。

金澤町火事之辨

慶長十年巳十一月晦日戌刻雷電夥敷響き渡り、御城天守に落懸り、焼上り、風強く薄雪也。御臺所に火の粉懸りて御本丸御新宅迄災火に及ぶ。南の堤の脇に三十三間の的場有之、其外に櫻馬場あり。其外侍町堂形へ續きて、城下に高畠平右衛門・同甲斐父子の屋形あり。天守焼上るとひとしく石垣の上より利長公大音あげられ、平右衛門くんと御呼被成しかば、平右衛門答へ奉り其儘懸出、御城中へ掛入、御昵近・陪臣の隔なく引廻し、御前様並女中引連、興津内記屋形へ入置奉り、其外の女中は中川宗半方へ入置。二三の丸並薪丸の大名衆へ、御父子共に入らせ給ふ。火も半なるに如何して入けん、焔硝藏へ火粉入り、どくどく鳴り渡り、町中も半時計眞つ暗闇となり、其後一度に百千の雷の如く鳴り渡り、生としいけるもの魂消ゆるかこ覺えたり。藥の勢にて、方々へはね付られ死するもの夥し。前田作州屋形の外に西方寺めり。其屋根へ長刀持ながらはね付られ死す

る者あり。追付灰を取のけて。御作事組合せ、春は追付御屋形出來す。其時より御城に天守を除き、三階櫓に成にけり。其内に木村主計を江戸へ被遣、利長公は富山へ御隠居被成度御訴訟ありて相叶ひ、富山へ御隠居被成けり。

元和六年申十二月廿四日夜、御城中御奥御次の間置圍爐裏の底に火残りて、縁の下へ火廻り、根太敷板に燃付、疊を通し障子へ付けけれども、寢入懸し時なれば人皆知る事なし。番人煙の匂ひを聞き、高聲に呼て何れも起しける處に、はや天井板の上にもえ上りければ、下はさのみの火にてもなければ共、天井の上の火を俄に消すべき様なし。先御姫様・若君様三の丸與津内記屋形へ入らせらる。利常公は北の丸の山崎美濃屋形へ御入、翌日横山大膳屋形を明て、利常公並若君様がた御入被成、大膳は下屋敷へ引越けり。御本丸表奥方の御屋形のみ焼て外は焼ざりけり。明春年頭御禮に波着寺登城にて、御道具の儀は不苦候、上々様方御恙無御座恐悅の旨申上れば、利常公仰には、人も不損、道具の儀は無構、何より惜しきは其方上げたる火防の札不殘焼たり、おしき事なりと御意の處、法印は定て御身替りに成申にて可有御

座と申上げれば、左もあらんと御笑被成けるとなり。御作事奉行辻助左衛門・松江次郎兵衛奉行にて、御領國は申に不及、上方よりも細工人共來りつどひ、年内より御作事取組、正月下旬にはや建前となりにけり。春三ヶ月に障子・襖・唐紙の御好まで出來し、四月上旬御移徙相濟けり。

寛永八未四月十四日大から風にて天氣能、世間騒敷處に、巳刻に才川橋爪淨土宗法船寺門前町家二軒の間へ火を挟み燃上りて、法船寺の樂師堂へ付、夫より客殿・庫裡へ付ければ、才川一面に押來り、風強、中川原の大橋を燒落し、本町より東を指、惣構の外豎町より燒拂、惣構の外の火藪の内長九郎左衛門・山崎長門家へ付。大家の火なれば仙石町堂形一面に火となり、煙暗うして、御城御本丸の上に人夥敷筈を以懸る火粉を防ぐ事、見るに中々氣も魂も消る計也。後には黒煙有頂天になびき、城の形も見えず。然るに奥村河内守屋形に火懸りて城を打越見えければ、是はくゞ云内に辰巳の御櫓に火かゝりて、御本丸の燒る火の粉江戸町を燒拂、田井口悉く燒廻り、金谷町にて火留り、御城の火は明る巳之刻迄消ざりけり。利常公は北の丸飛驒殿丸へ

申上る處、此末口大材木十四五間も通りて、末口にて指渡し二尺・四尺有れば、何として馬にて付届べしと、御尋あれば、却て御詫事申上る。近州より大工共集り、其年・翌年掛て御屋形出來す。序を以待屋敷町並悉く立直り、屋敷替共有之けり。

寛永十二亥年五月九日の曉方に川原町の後より出火し、才川口河原町・豎町筋・南町・石浦町・堤町・尾張町・新町・中町・おが屋町より田井口へ押廻し、淺野川人持衆下屋敷共悉く燒失す。其時町中を惣構の外へ屋敷替被仰付、町割調ひ、侍屋敷作事等々相濟けり。

元祿三年三月十六日夜丑刻、才川新豎町高橋某云ふ賤士の家より出火し、川風烈しければ、餘焰四方に吹覆て、近所の町へ一度にもえ付、油車・柿木島・的場より本多房州の下屋敷へ燃付、百餘軒一火に燒立、次第々々に風荒く、火は四方へ燃廣がり、明れば十七日辰刻に房州坂へ燃出、此坂脇てんしやう屋敷とて、御外廓の一亭にしてしかも城門に相並べり。是へ火懸りては御城も危かるべしとて、火消の諸將村井出雲・今枝民部・小幡宮内・前田萬之助・前田孫之丞・

入給ふ。御堂形米共上焦して煙の匂し御用に難立に付、御扶持人たる者の火事に逢ひたる者共へ五石・十石宛被下、足輕・小者共まで割符の外惣町中へ被下けり。此由江戸表へ聞えければ、爲上使徳山五兵衛・桑山左門を以、御夜着・ふとん・御小袖・帷子被進。五月十一日に金澤へ着、御本丸に上り燒屋敷見分せられ、利常公御父子御同道にて御城中見物あり。徳山被申けるは、扱々此城は、昔佐久間玄蕃暫く在城の後利家公案かせ給ふが、あの茶臼山目の下にて、殊に小立野も城の爲には不宜。上口より五千、下口より五千程有ならば、餘り手間も入まじと被申しは、御挨拶と何れも申ならしけり。其火事に南町の片町はやけざれば、金屋忠左衛門家に近所二三軒の町家へ上使入置て、御賄被仰付、給事子小將柳田長三郎・佐藤伊織・安彦兵部、其外五三人代々附居て、頓て御暇申され、上使へ御進物有りて江戸へ被歸けり。右燒跡御作事に、俄に御材木あらざれば、其時分本願寺末寺建立の爲に、材木末口物幾千本年々宮腰へ積置けるを、御借用にて、京車牛十疋言上ありて被召下、被材木を車にてとらせらる。宮腰の馬借ども是を迷惑し訴訟

成瀬伊織・山崎庄兵衛・篠原主水・中川采女・品川藏人等、大音聲に下知し、兵士共九死一生に防ければ、難なく是にて火鎮りけり。火消の諸將立歸らんとするに、又御城の西惣構の外、左近橋近所堀宗叔と云外科の家より火出で、煙焰天をこがして猛火雲を卷てひるがへり、猶も西南に大風頻に吹て車輪の如く成、焰十町の外に燃付。十餘ヶ所同時に燃立ければ、火は陸地に烈々とし、黒煙は天に覆ひ、火の粉四方へ散亂して、諸人東西を分ず、前後を失うて迷ひたる有様は、唯四重五逆の罪人の焦熱の焰に身を焦し、牛頭馬頭の呵責に逢けんも、斯こそあるらめと覺えけり。火炎五手に分れて燒通る。一手は升形より鍛冶町外惣構・鹽屋町、淺野川を越て大樋口町端まで筋違に一文字に燒通る。又一手は内惣構御坊町へ燒出、兩末寺・彦三町・關助馬場・大衆免・高道町・春日山まで。又一手は上安江町より袋町・尾張町・新町・母衣町・淺野川大橋を燒落し、森下町・觀音の下・愛宕・摩利支天・八幡・祇園・久保市・毘沙門・卯辰寺々・町屋一字も不殘燒たり。あゝ悲哉、神社佛閣は皆金殿玉樓臺をならべし靈場一時に灰燼せり。又一手は武藏辻より堤町・十間町・近江町・

博勞町・今町・枯木橋・小鳥屋町川端迄。今一手は下安江木町・六枚町・木ノ新保・荒町・堀川口迄一軒も不殘焼亡せり。十七日申下刻に火しづまりぬ。焼灰を吹立て、二三日の間は唯闇夜の如く也。當所に於ては前代未曾有の火災也。遠く異國を考ふれば、越王吳を亡して姑蘇城一片の煙となり、項羽秦を傾けて咸陽宮三月の火を熾にせし吳越秦楚の古へ、近く我朝を温るに、元弘・建武の兵革、又は明曆年中東都の回祿にも超過しけり。又同月廿四日の晝、城東吹屋町より出火して黒烟天を掠めたり。近火の人々仰天して驚く事只薪を負うて焼原を過ぎ、雷霆を頂きて江河を渡る思ひをなす。又大風吹て、其邊の町家百餘軒剝那に焼て、横山左衛門の下屋敷へ焼出、二百軒餘焼亡して淺野川にて焼留りけり。是より後の人心、深淵に臨て薄氷を踏ごとく安き心はなしとぞ。江戸御留守年の事なり。焼家武士五百餘軒、歩行以下小者迄七百餘軒、町家五千餘軒、百姓家三百餘軒、寺社合三百餘宇、土藏も三百餘、大小橋數五十餘ヶ所燒落、死人四十餘人、半死半生數不知。三月十七日新堅町の火付人は才川石坂町矢作屋長右衛門、水火の拷問にて所々放火の

趣及白狀、於泉野磔の刑に行はる。

金澤町建替りの事附町の古事

元和二年の頃石川・河北郡奉行瀧與右衛門相勤、諸代官も其下司に隨ふ。

鹽屋町 前は大手口前田對州屋敷邊、又御算用場の邊に町家ありしかど、堀川口へ所替被仰付。

古寺町 才川々原町の西阿部甚右衛門邊、昔は寺町にてありしを泉野へ所替被仰付。古寺町に残る山伏今にあり。

泉野寺町 才川大橋より坂の上昔は畠にて所々に松などありけるが、町中には生まれ居る諸寺、又は古寺町より此所へ移る。

卯辰寺町 下口惣櫓の内にありし寺共、此所へ移る。

今町 昔は山崎村と云し在家なりとぞ。

淺野川掛作り 佐久間玄蕃時代はりつけ場なりと云。此所に穢多筋の革細工人能正六左衛門等居住す。昔山崎村領地の町端なればなり。

尾張町 大納言様金澤御入國の時分、尾張荒子に於て御用聞の町人を召寄られて此所に居住せしむ。紙屋庄三郎等也。

崩れ山 卯辰茶白山の續き觀音の出先山、元祿十二年卯十

二月廿六日淺野川へ崩入、人家共多く損じ死す。

おに川 俗に鬼川と云。御荷川也。御城普請の時分、宮腰より御用木等此川へ迄引上しなれば、御荷川なるべし。

石引町 御城石垣つかれし時分、戸室山より石を伐出し此道を引し故なり。

百姓町 此邊石浦村とて農家なりしが町となる。舊民の殘

三人、于今石浦村誰々と名乗。御郡支配なり。本多安房守殿の下屋敷も此村の領地にてありしなり。本行寺と云法華宗も、所付は石川郡石浦村の内と記す。

法船寺町

淨土宗 法船寺

法船寺は寛永八年迄才川橋爪にありし時、其年末四月十四日門前小家より出火し御城類焼に付、法船寺住持並火元二人禁牢させ、放火人御吟味の處、或寺の門前に住ける小者奉公人也。被召出御吟味の上及白狀。大原次郎左衛門役小者にて、不參銀重り難儀に付火をつけ、騒ぎの紛れに川原町米屋より米一俵盜取宿へ立歸る。又長九郎左衛門殿式臺より、長筒の鐵炮一挺取て出ける由申上ければ、妻子共三人

牛にのせ金澤中引廻し、泉野に於て火罪に行にる。其時住

持御免あり出牢也。火元二人は追放せらる。法船寺には才

川下にて川原を屋敷に被下けり。此住持は權譽上人とて北

國無双の談議者にて、暫く小屋懸の内に談議せられければ、

頓て諸旦那寄進して寺再建あり。追付萬人講を取立、寺建

立を補益しける。其節出入の盲人宗壽と云者發起し、裏屋

敷に念佛堂を立引籠る。其内に諸方より同心坊主集りて、

晝夜念佛怠る事なし。宗壽は泉野へ出て小庵を結ぶ。彼念

佛相續繁昌して自然に萬日講と成て、延寶年中に萬日回向

として、江戸新智恩寺來駕せられ、國中の僧俗男女參詣す。

權譽智力に依て才川下河原に寺造營し、夫に隨ひ追々町も

ひろがり繁華となりぬ。

武藏ヶ辻 大納言様伏見御在任之時、御用聞の町人金澤へ

參り、當所の眞中繁華なる所に地を拜領し、武藏庄兵衛と申

ける。武藏辻の棟梁なり。此者のせがれ優にやさしき幼人に

て、踊子に被召出、成長して石黒權平とて、利常公の出頭

にて御側近く召仕へけるが、正保三戌年三月廿九日に、小

松利常公の御參觀の御供し、關東の鴻ノ巢にて大聖寺飛驒

守様の御家來江守彦左衛門の若黨に切懸られ、重く手負ひけるが、終に是にて命絶ぬ。江守若黨は切て遁けれども、親兄弟の罪に行はるべきを聞、親兄弟の命御助下され候へと書置し、武藏板橋の一里山に上り自害して果けるとなり。寶幢寺坂 眞言宗寶幢寺昔此邊にありし也。是より小立野端へ所替なり。

大乘寺坂 元祿の比まで此邊の下に大乘寺ありし也。

嫁坂 昔邪見なる姑有之、此坂へ嫁をつれて來り、谷へ落し殺したれば嫁坂と云と。此説土俗の口なれば聞くにたらず。

龜割坂 野町神明の前の坂を云。俗説に昔義經奥州へ下る時、召仕の女同道し、此所にて産し、胞衣を入れたるかめを此坂にて打割りたれば名づくると云。野人の説信するに足らず。

吹屋坂 才川橋より十町計川上に、泉野寺町へ上る坂也。昔此坂の上に鑄物師共住ると也。

熊坂橋 東末寺の後前田權佐の前にあり。何故此名ありと云事不詳。

水干立烏帽子に太刀を佩、舞し故男舞といふ。ぜんじが娘靜に傳ふ。後に太刀を略したる故白拍子と云。夫より代々の白拍子に傳ふ。慶長・元和の比佐渡嶋お國と云舞女、數多の女を集め、京四條川原に芝居を立る。妓女なれば是を歌舞妓と云。其時猥がはしき事多かりければ、女かぶきを禁制あり。夫より若衆歌舞伎になりぬ。是も又同様なればとてかぶきを御停止あり。江戸にては彦作・勘三郎兩芝居の比也。其後様々に願を立て、彼若衆の向かざりを取、野郎になし芝居を立てしと御免許ありけり。其野郎に女かづらをきせて、京嶋原傾城狂ひの躰を狂言に仕組、髮切嶋原・さかた嶋原など狂言の題號にせしにより、芝居の惣名を嶋原といへり。其後古への事を作り込て、八嶋嶋原・安宅嶋原などいへり。今は嶋原と云名目なし。

淨瑠璃と云は、信長公の侍女小野のお通と云、秀才能筆の女あり。後に太閤秀吉公の御臺所に仕へ、仰を受け矢矧の長が娘淨るり御前牛若丸の事を十二段に作り、筆勢伊勢物語に似たり。太閤感じ給ひ、平家物語は信濃前司行長が作にて、生佛と云座頭ふしを付たり。お通が作の上るりは岩

思案橋 安房守殿下屋敷にあり。本多家元祖當國へ來られし時、手明の者として男伊達きほひ者を被召置しが、此者ども毎日此橋へ出て、けふは西へや行かん東へや行かんと思案しける故、此名ありとぞ。

香林坊橋 川南町より石浦町へ行く道惣構の橋なり。橋爪に香林坊といふ町人あり。

牛右衛門橋 才川荒町に有。橋爪に伊藤牛右衛門と云し武士有し故也。此外橋多しと雖も、來歴を聞ざれば不記之。

川原町 昔此所才川の河原にてありしと也。依て名づく。慶長十九年の頃、此川原にて茶屋作右衛門と云者芝居を立、薩摩の磯之助・金太夫など云者一類集り、淨瑠璃あやつり初めけり。一兩年も仕る内、四月十四日御城御類火にて町中立替り、才川の河原寸地もなく屋敷に渡り、其内禪宗龍淵寺へ二千歩屋敷渡り、此寺内にて三十日計芝居初めて、後に止にけり。芝居のある時分山里の口ずさみに、つゝじ椿は山の端を照す城の女郎衆は極樂橋をてらすと唄ひ初けり。歌舞伎と云濫觴は、後鳥羽院の御宇通憲入道は諸藝堪能の人也。舞樂を和らげ、磯の禪師と云女に舞をおしへ、白き

橋檢校ふしを付べしと有りて、山中山城守によませ、岩舟ふしを付しと也。京田舎に流行りて、京四條河原に六字南無右衛門と云女大夫芝居を立る。後には十二段も聞ふるく、八嶋・高館などにふしを付て、此を淨るりぶしと云しより惣名となる。又曰、瀧野・澤角と云兩檢校琵琶の妙手なりしが、淨るり物語を作り置し曲節を語出せり。其比は三味線に合す事もなく。右の爪先にて扇の骨をかきならし、拍子を取たりとぞ。其後都巡りと云物を作る。是は檢校の門人京東洞院目貫尾長三郎と云者の作也。慶長の比の帝是を觀覽あるべしと、人形に懸させ度々召れしより、淨るり大夫の受領を拜する事に成たり。江戸にては大薩摩・小薩摩・四郎・與吉など芝居を立る初なり。其後油屋茂兵衛・鳥屋次郎吉・南北喜太夫、又後とらや源太夫・土佐太夫・和泉太夫・江戸半大夫皆芝居を立る也。人形は根元西宮傀儡師を招て人形を舞はしむ、是始なり。才川おに川の縁に、寛永の頃まで女かぶきの座あり。お吉・鹽釜・十五夜とて三人の女太夫あり。皆人異名に楊貴妃・李夫人・勾當の内侍と是をいへり。其外十六七・廿歳計の女共

三十人有之。兵庫齏に前髪を置、朱かいらぎの大小に、金銀すかしの罽、眞紅の下緒、印籠巾着さげさせ、女なれども、出立いつも若衆の風俗にて面白かりければ、武家町人男女の隔なく、一人の札錢小間銀三分宛の事なれば、毎日數百人の見物あり。短冊を送るもあり。折には菓子・瓶子を送るもあり。芝居は晝八時に濟ければ、女共暫く休息し、七ッ過より一人二人三人宛乗物に乗て屋敷々々へつれ行程に、十日も前より約束せねば逢ふ事なりがたしとぞ。淨琉璃・あやつり 宇右衛門・雅樂助座。踊り子 藤卷藏人座。能狂言 喜太夫・孫太夫座。舞あやつり・蜘蛛唐人・かぶき放下 油屋與次郎座。堀 川 淺野川下也。宮腰・大野・粟ヶ崎等より、馬足の助として、下安江と云所まで堀川を通し、舟の便ありけり。寛永の比迄此所に遊女を置。其有様は須磨・明石・兵庫に異ならず。又中比河原町・野町の風呂屋に湯女と名付て女を置、江戸芝口・下谷こやらんに相似たり。

金澤寺社

米百貳拾石

東照宮御宮

不詳。御法名長齡妙久信女とて、利家公越前府中御在住の時分御同居にて、天正元酉十一月於府中卒去し給ふを、高瀬の寶圓寺に葬る。是より高瀬の寺に御兩親の御位牌を立てさせられ、御命日等には利家公御參詣有て、御崇敬の御事也。或時利家公不思議の御夢あるに付、和尚へ御物語可有とて呼寄けるに、和尚も不思議の夢を見たる御咄申上んとて、府中へ乗物を急がせらる、半途にて御使に行合、同道して府中へ參られたり。利家公被仰は、我白鳥となりて空へ立上り、北を指て飛行と夢見て候との給へば、和尚承り、我等も夢に見しは、上様白鳥三羽となり給ふが、追々に北をさして飛行給ふ夢みて、態々來駕を催す處に、御使を被下。つくぐと案じ見れば、昔東夷をたひらげ、都をさして登らせ給ふ御神の白鳥と變じて上り給ふを、白鳥大明神と申奉る。此御夢は北國の城を取治め給ふ奇瑞の夢なり。北國七ヶ國の城取に成給ふならば、拙僧は御菩提所の看坊たるべし。御領國一宗の惣録を御預被下候べしと語て歸寺せらる。夢の告に少も違ず、加州へ被召寄しは高瀬の七世泰山和尚也。今の寶圓寺の表門は裏門也。昔の表門は材木

寛永二十年御造營、内陣、拜殿、外廻り悉く美を盡せり。米拾石 大樹公御佛殿 彫工美を盡せり。寛永二年に御造營。並別當所は寛永廿年に御建立。別當天台宗神護寺、江戸上野常照院持。貳百貳拾參石貳斗五升 寺領高 寶圓寺 内 九石六斗五升は元和二年御檢地の刻相減也。殘而貳百拾參石六斗、今の寺領收納米高なり。四貫六百九拾八匁貳分六厘 祠堂銀元 外 九拾參匁九分七厘貳歩入 但朱封銀丁銀に直し歩也 四貫七百九拾貳匁貳分參厘 唯今の銀高 利家公越前府中に御在住の刻、高瀬村寶圓寺へ御參詣被遊、其後能州御領分に成候時分、右高瀬村の寶圓寺を御呼寄、能州に寺御建立にて被指置し也。又其後加州御領分になりてより、奥村伊豫守屋敷に寶圓寺御建にて、其後只今の寶圓寺屋敷へ御移のよし申傳れ共、年限等不知也。塔中永昌寺。利家公御父前田縫殿之助利春公は、尾州荒子の城主にて、荒子の郷を貳千參百貫領し給ひしが、永祿三申十月十三日於荒子薨じ給ふ。法名休岳道機居士と號す。御母公は御由緒

町の方今の裏門の處なりしが、參詣の人々雨中の時分坂にて難儀故、門付替りしと也。利常公御代寶圓寺筋目を思召、越前高瀬の寶圓寺より東堂を被召寄、小松近所小寺村に草庵を建立させられ、御崇敬ありしと也。金澤寶圓寺三世の和尚、隱居所を鶴來の邊月橋村山の中間に一閑院とて小庵を給ひ、于今寶圓寺代々の隱居此所に住す。寺領五百石 御領國曹洞宗之惣録 禪宗 天徳院 利常公御簾中天徳院様御逝去の翌年、元和九年利常公寺御建立寺領御附と也。光高公御代より、富山・大聖寺よりも配當御寄附也。開山は關東より御招請の泉滴和尚、塔司小立庵。此寺屋敷昔は小立野とて大きな野にて。小立庵云し小庵ありけるを、今の塔司に附られしと也。光高公御卒去の砌、御草履取剃髮仕、御墓番仕度旨願に依て、于今此子孫地内に居ると也。寺領の内を以、七石五斗祐立、七石三斗道清、六石八斗珍西。寺領六十石 藤澤末寺遊行上人道場

泉野寺町 時宗 玉泉寺

諸國廻行の始は、後宇多院之建治元年より也。本山遊行の開山上人は、豫州の人河野七郎越智通廣之二男也。俗名は別府通秀と云。其後知真坊と云。人王九十五代後醍醐帝正中二年相州藤澤の道場藤澤山清淨寺草創す。御朱印百石之地。太宰府繩鋪天神 元和三年玉泉院様御勸請、菅神眞筆、連歌料米十二石附。

筑紫太宰府天神者。延喜元酉年正月二十日左遷太宰府權帥。同三年二月二十五日薨于配所。葬安樂寺。年五十九。正曆四巳年五月遣勅使於宰府安樂寺。詔贈太政大臣正一位。神社考曰。天神御所高辻北西洞院東東洞院南。亦曰。紅梅殿坊門北町御子家。或云天神御所。其左遷時詠梅歌。東風吹ば香おこせよ梅の花あるじなしとて春をわするな。於是梅飛生于謫所庭。亦曰老松明神天神之眷屬。日本紀云。曆法始曰。推古天皇十年百濟僧觀勒來之。仍貢曆本及天文地理書並遁甲方術之書。此時撰書生三四人而以俾學習觀勒矣。陽胡史祖玉陳習曆法。大友村主高聰學天文遁甲。山背臣

先年利長公の高岡に御在世の時、かぶき者共數十人とらへはり付に懸被成候、夢の曾呂右衛門・三味の骨右衛門・闇の夜團三郎・石垣懸羅左衛門・不足の非之助等が様なる有様の者なるが、何者ぞ名をなれ、拙僧は忝くもさきの伴翁が一の弟子雲堯と申て、馬に乗る事を得て長刀も遣ひ得たり。心ゆるすな大男と申さるれば、獅子之助興さめて立歸り、其由申上ければ、利常公は和尚の申所も理ありて御使者を被遣。其勤せられ、御葬送の用意出來し、寶圓寺導師にて、御法名は先年高岡瑞龍院殿の御導師廣山和尚の血脉に任せ、玉泉院殿松岩永壽大姊と御回向遂らる。然るに寛永元年十月、遊行上人三十五代目當國へ巡られしが、淨善寺廣くなり繁昌しける故、是へ今度は留り居られ、弟子一人歌學に達したるを任持にすゑられ。是をにぶやと申けり。夫迄は看司持也。翌寛永二年丑二月二十四日は、玉泉院殿第三回忌になりければ、利常公いかゞ思召けん、玉泉院殿の別て御入魂の寺、殊に天神堂も安置す、此寺にて三回忌の御法事執行すべきとて淨善寺へ被仰付、御入用品々金銀米錢等被遣、御奉行人被遣、御法事尤御念比に、遊行上人

日並立學方術。皆以爲業。敏達天皇十三年鞍部村主司馬達等。得佛舍利獻馬子宿禰。

昔の寺屋敷は才川橋より寺町入口、今淨土宗成學寺の所にあり。其時分は淨善寺とて小庵にてありし故、遊行三十代目の上人までは、才川惣曲輪の際天台宗西方寺にて百日計の勤行有之と也。然る所に玉泉院様當國へ御入有てより遊行末寺淨善寺に、御家長久の御願として天神堂を御建立被成、月次の連歌を御祈禱の爲に被仰付、料米御附。御家は菅原の未流なれば、別て天神を御崇敬也。かくて御遠行の時、御老中より寶圓寺への御使に、獅子之助と言し御相撲の者を以、玉泉院様御遠行の旨を案内し、早々登城し尊骸の御前に御茶湯等營み被申候へと申し達ければ、獅子之助其形すさまじき大男の大撫付にて、荒五郎云たき男長刀指し、寶圓寺に早々とすむれば、和尚きつと見て、夜中にてはあり、是は正しく盜賊の我を誘ひ、何方にてか打殺し、衣を剥取らん謀なるべし。卒爾に出ては悪かりなんと心得、和尚被申は、玉泉院殿御遠行ならば、老中か一家方よりしかと書札にて御使者のあるべきに、わどのが躰は

を初數百人の僧侶に御布施物・御小袖等施し、御叮嚀に被成けり。其時遊行上人訴訟申され、淨善寺云寺號を除て玉泉寺に改、寺の向と横丁野町の際迄寺の門前に被下ければ、夥敷地子銀を取立。寺の造用になりけり。其後明曆元年は、玉泉院殿三十三年に當らせ給へば、前年より玉泉寺屋敷替有之。今の所に寺天神堂御建立被成、前の寺屋敷は淨土宗成學寺に相渡り、其時門前町は被召上。此代りは今玉泉寺門前也。於玉泉寺三十三年忌御法事有之。其節小松より利常公御參詣有之也。扱玉泉院様御位牌を當寺に建られしは、寛永十六年二月二十四日十七回御忌の節よりなり。御代々様御法事の御施行米被下候節、當寺の於門内被下之。扱玉泉院殿御遠行之節、寶圓寺和尚獅子之助を夜盜と思はれけるを、利常公の和尚申所も理あり御意被成しは、其正月二十日の比、淺の川山の根に如來寺有て、一老に祖閑と云坊主あり。塔中に小庵を作り、其奇麗なる事都の古跡の寺に同じ。團爐裡の縁など梨地蒔繪にして、諸人出入り慰ける。然かも手前有徳人にて在けるに、夜中に亡者を送り度由申來る。袈裟衣にて拵へ、同宿一人に草履取連て、且

那と同道し、馬谷の奥三昧へ参りけるに、同宿、小者を追拂ひ、祖閑を切殺し、袈裟衣をはぎて置けるを、其曉に寺より尋見付たり。其比出家方には、夜中にむさ導師に出る事を吟味して、慥ならねば出ざりけり。雲堯和尚も強力坊主にて、早馬乗の上手也。辨慶をも欺く和尚なれども、聞おぢせられしをかしさよと諸人申あへり。餘り馬に數寄て、はねおとされ腰打折て、腰引になり被申しが、小僧の時より芳春院様御取立の出家子にて、御念比なる故に寶圓寺へ住持被仰付。其後鶴來一閑院へ隠居せられしなり。扱如來寺の祖閑を殺したる者後に聞えけり。吉田頼母と云御小將番頭の家來、林藤左衛門と云者の妻は淨土宗にて祖閑門徒也。常々参りて祖閑と密通す、男聞て祖閑をたばかり出し、則女もたばかり連出し、一所に打殺し、此國を立退きけると後に聞えけり。

泉野寺町

法華宗

立像寺

慶長の比壽福院様、御領國に同寺號四ヶ寺御建立の一ヶ寺也。小松・金澤・高岡・富山也。何れも立像寺と云。紋は各松川菱を欄干等の彫物に被仰付たり。

天正五丑年開山取立の寺なるを、元和四年天徳院様より權現様の御位牌御立にて、其時寺御再興にて、綱紀公御代清泰院様御位牌御立也。寛永元年小立野へ御移し也。此時塔頭二ヶ寺御立也。是迄は卯辰の山の根に如來寺はあり。今舊跡を如來寺上地町と云。

野町

神明堂 無社領

神主 多田氏

此社昔卯辰摩利支天山に在しを、本多房州今の所へ屋敷替任り、利長公金澤へ御入以後、才川神明御建立可被成由被仰出處、屋敷せばく候段西尾隼人より御耳に立、寛永十六年増歩被下。其後社堂共に御建立被仰付、今以御修覆所也。神主昔は兩人ありしが、双方申分仕り、一人は非義に依て退轉也。

神明宮伊勢大神宮也。内宮。日本紀。垂仁天皇二十五年。天照大神誨倭姫命曰。是神風伊勢國。則常世之浪重浪歸國也。傍國可憐國也。欲居是國。故隨大神教。其祠立於伊勢國。因興齋宮于五十鈴川上。是謂磯宮。則天照大神始自天降之處也。前後略。外宮。神皇正統記。雄略天皇二十一年丁巳冬十月。伊勢皇大神教大倭姫命。令迎豐受大

寺領五十石 御領國一宗惣錄 小立野 法華宗 經王寺 利常公御母堂壽福院様御先祖の寺、越前府中に經王寺にてあり。此弟子養仙院を慶長十年に金澤へ被召寄、壽福院様より寺御建立の刻經王寺と寺號御附。寛永八未三月六日壽福院様於江戸御卒去。御遺骸を金澤へ御移、御法事等御用意の處、金澤火事に付寺類焼仕。其内假屋に被成るゝ處、承應四年壽福院様十七年御忌に付、利常公より御再興有之也。寺領二百石 淨土宗 小立野 如來寺 無寺領 塔頭 信入院 攝取院

淨土宗は後鳥羽院之御時、源空法然上人洛之黒谷にありて專修念佛易行の淨土門を開きしより以來、此宗始れり。源空を今圓光大師と諱せられしは、元祿十丑年より也。此宗にあまたの門流ありと雖も、世に盛に流布するは鎮西・西山の二流也。鎮西と云は、法然の弟子に聖光上人辨阿、筑後善導寺の開山にて、其後京に至り念佛門を弘め、西國より上れる流義なる故に、鎮西派と云也。亦西山流と云は、是も法然の弟子に證古上人善惠、粟生の光明寺に居て念佛門を弘む。京より西山なれば西山派と云とかや。

神於丹後國與謝眞名井原。大倭姫命奏之。明年戊午秋七月差勅使奉迎之。九月鎮座于度會郡山田原新宮。遡自垂仁帝御宇皇大神移五十鈴宮。而至此年既四百八十四年。西本願寺 京本願寺建立は龜山院御宇文永九年也。元祖上人より十一世顯如上人迄は一本寺なりしが、天正の比故有て東西の二派に別る。當寺を表門跡と云。當金澤御城を築れし迄は今の御城の地にあり、寛永十一年より今の所に立。

八十四代順徳院の建曆年中より、法然の弟子親鸞上人善信此宗を弘めて、國々に流布す。親鸞より十一代顯如上人の時に門跡と號す。親鸞始は慈鎮和尚の弟子にて天台宗たり後に法然の弟子と成、善信坊緯空と名付、其後親鸞と改む。一向宗門跡は、俗説に後柏原院の御時亂世にて、御即位の禮行るべき料録もなかりけるを。三條實隆卿の計ひにて、本願寺より御即位の料を獻る。其賞として初て門跡の號を許さるといへり。准門跡と云べきにや。御門跡と云は醍醐天皇の御時、宇多法皇東寺にて灌頂し、御室を仁和寺に造らる。是御室の始也。後の世に御門跡と云事も是より起れり。

宇多法皇のおはせし跡なれば、御門跡と云義也。
東本願寺

開基教如上人。此人は豊臣秀吉公のはからひこして、御舎弟順如上人を本寺の門跡にし給ひ、教如上人は裏屋敷に隠居してありしを御召出し遊ばせ給ひ、六條室町の末に御堂御建立ありしを、西東の本願寺となる。御裏といふは、御裏屋敷におはせし故也。御當地にての舊跡は今の御城の内也。寛永十一年より今の所に建。

御小人町

一向宗東武佐山 廣濟寺

昔本願寺御堂今の御城中にありし時、江州武佐より引越し御堂守と成る。毎年二月二日縁起披露あり。

百姓町

一向宗東 慶覺寺

當寺本尊は、芋堀藤五郎所持の閻浮檀金長四五寸の彌陀尊也。先年御門主拜見に入。御厨子御免許の本尊なり。

泉野寺町入口

一向宗 鵜川 常德寺

昔能美郡小松にありて、岸田常德寺とて一揆の大將たりしを、信長公追拂ひ給ひし時、鵜川村へ退去し、其後金澤へ引越すこ也。

泉野寺町

禪宗洞下

玉龍寺

當寺は前田對州の先祖前田與十郎とて、尾州蟹江の城主たりし時菩提所に美濃に在しが、與十郎子對馬守長種入道源峰加州へ來り家人三成、越中森山居住の時、當寺を森山へ引。其後對州小松の城代の時小松へ引、又對州子孫金澤へ引越の時當寺も今の所へ引しこなり。

泉野寺町

淨土宗

大圓寺

中興心岩和尚代常念佛初る。心岩は畫に妙を得たる人なり。當寺は清盛の愛妾佛御前の鉦鼓あり。當寺の屋敷は元祿十一年十一月日蓮宗法蓮寺と號、退轉の地なり。

諏訪社

泉野寺町

別當眞言宗

理證院

信州諏訪の勸請。正統記曰。大物主神子。健御名方神者。事代主之弟也。今諏訪明神是也。諏訪記。宣曰。業盡。有情雖放不生。故宿人天。同證佛果。亦神功皇后三韓を征し給ふ時、天照大神託して住吉諏訪の兩神を以て補佐とす。信州の諏訪、野州の宇都宮守狩獵して鳥獸を供す。

祇園牛頭天王社

泉野寺町

別當本山山伏

願行寺

利家公御入國之砌越前より被召連し山伏也。

り御修覆なり。

九石五斗

正五九月御祈禱料

眞言宗 寶幢寺

十一石五斗

右同斷

同 波着寺

五十石

寺領

同 永久寺

三十石

寺領

昔は黃髮派今は臨時宗 猷珠寺

當寺は横山外記母海元院方より利常公へ申上、屋敷被下、慶安四年に寺建立。海元院知行の内を被仰付。依之住持替之節は達御聽也。

長谷觀音

無寺領

觀音院

此堂初は修理谷の上に在之處、利長公より御祈禱被仰付、慶長六年利長公御意を以山屋敷被下、所替仕、觀音堂山王堂再興仕、利常公御子様方御宮參之刻境内狭き由にて、利常公より淺野將監・石川儀兵衛へ被仰付。又山の内屋敷拜領仕。觀音堂は元和二年天徳院様より御建立、山王堂並客殿は元和三年利常公より御建立、三重塔は承應三年御再興、是より修覆被仰付。毎年四月朔日・二日山王神事に付、於舞臺諸橋・波吉兩家の猿樂謠ひ舞ふ也。

卯辰八幡宮

無社領

神主 厚見氏

山州祇園同社。日本紀纂疏曰。山州愛宕郡祇園社則進雄神

化迹。凡有三座。一牛頭天王。亦名曰武善天神。諸社根

元記。中間牛頭天王、素盞鳴尊垂跡。東間八王子五男三

女。西間稻田姬本御前。祇園緣起曰。天竺北有國。名九

相。其國有國名吉祥。其園中有城。城中有王。名牛頭天

王。亦名武谷天神。娶紗羯羅龍女王爲后。生八王子。其眷

屬八萬四千六百五十四神。神社考。素盞鳴。唐牛頭天王。

又武谷天神云。天竺金毘羅神。又摩訶羅神云。

野町 稻荷堂無寺領 眞言宗

眞長寺

稻荷昔は御城中に有しこ也。寺は古寺町に有し也。當時眞長寺泉野寺町也。野町に有しも中昔の事は如何。先年の住持關東より金澤へ罷越、中村刑部を以利常公へ申上、寺屋敷拜領仕有之處、元和八年利常公より稻荷社御建立、夫より御代々御修覆なり。

八幡社 無社領

眞言宗

波着寺

八幡宮は利長公御代金澤御城に御安座被成置候處、利長公御代雷火にて御城炎上の時分、當寺へ御移、毎年御鏡餅御酒等御城より被遣也。右社大破に付御斷申上、延寶年中よ

當社昔は越中森山にありて、利長公森山に御座被成時分、御祈禱所に被仰付、社堂御造營の處に、利長公金澤へ御移の時分、八幡社も於金澤御再興、夫より御代々御修覆也。八幡之縁起

人王十六代應神天皇を、三十代欽明天皇御宇に、豊前國宇佐郡蓮臺寺の麓に八幡宮を崇奉る。應神の御母公は十五代神功皇后也。此御胎中に座す時、神功は三韓を平らげ給ふにより、武威を感じ奉り、弓矢の守護と崇らる。依之御父十四代仲哀天皇、三略の書を自ら焼て皇后へ與へ、其後太子を御もうけありしゆゑ、御出生の御子を軍神と名付給ふ。五十六代清和天皇の貞觀年中に、大和國大安寺の僧行教と云者、宇佐に參詣して通夜せらるゝに、夢の御告に末世王城の鎮守、軍法の守護神となるべしと、あらたに御詔宣有て、其名譽をなさしめ給ふ。此時洛南鳩峰に八幡を勸請し奉るなり。

摩利支天尊社

眞言宗

卯辰 寶泉坊

マリシテンは梵語也、翻譯して陽炎なり。兵法の家に必摩利支天を信用するなり。依之富田越後は兵術を我物とせし

故、卯辰愛宕の側に、利長公の御下知にて摩利支天堂を富田越後建立也。

愛宕山勝軍地藏 米五石 正五九月御祈禱料

眞言宗

卯辰 明王院

當寺は金澤に佐久間立蕃代より居住也。慶長四年利長公の御持佛の勝軍地藏御預、社領屋敷等の極り被仰出、別て御信仰ありし也。二代目の住持隱居の時、愛宕の東觀音山に住し、則觀音を勸請し居住せられしが、いつの頃よりか、觀音と愛宕と二社に成る。根本は愛宕の隱居所なり。明和の初の比、宗辰公御母堂淨珠院様より、菅公御眞筆の御像御預りにて、愛宕堂の脇に結構に御社御建立、愛宕の社も其一兩年以前再興にて、美を盡して成就す。

久保市乙劔社

眞言宗

卯辰 法住坊

當社昔は今の新町西尾隼人屋敷の所なり。

安江八幡宮 鍛冶町にあり

神主 厚見氏

此宮は卯辰八幡の別宮也。上安江村氏神也。此村昔は今の長九郎左衛門屋敷の所に有之云傳ふ。

住吉社 下安江村にあり

神主 厚見氏持

此社天平の比より御鎮座と云傳ふ。昔より當國の刀鍛冶共の傳授を譲るには、此宮地へ來り湯加減相傳せしむ。神代卷。伊弉諾尊往至筑紫日向小戸橋之檣原而祓除焉。遂將盪滌身之所汚沈濯海底。因以生神。號曰底津少童命。次底筒男命。中略。凡有九神矣。其底筒男命・中筒男命・表筒男命。是則住吉大神。下略。神書抄。住吉之名。神功皇后時。此神託后體。而循行四方。遂到攝州之地宣言。曰眞住吉之國也。因鎮座其地。名曰住吉。下略。三筒男神に神功皇后を加へて住吉四所と云。

泉野寺町 本尊藥師如來 眞言宗 行基山 伏見寺

當寺開基芋堀藤五郎は、元來、城州の産にして、氏姓賤からず、藤野五郎と云。此國に來り富樫の庄に住居して、其里を伏見村とし、近き里々を住吉・小原・山科村と名付しも故郷名所床しくて改めしと也。其後は卑賤の身と成て、常に芋を好て食せり。時の人藤をつゞけて芋堀藤五郎と云。妻女は和州長谷の里に、幾玉右近萬倍と云者、財寶滿て長者と呼べり、彼か姫也。名は和五と云。其形清く健なれば、時の者共美清女と云。此國に來りて藤五に嫁す。藤五郎芋

堀る處皆金砂也といへども、寶と知らず。美清女寶たる事を知らせり。又或夜藤五郎靈夢を蒙り、告に任せて掘るに、御長一寸八分閻浮檀金の藥師如來を掘得たり。近き山中に靈堂を建立し、彼尊像を安置し、香花を捧げて禮拜供養怠りなし。其所を伏見山と云し山號を寺號に改め、行基山伏見寺とす。當寺の本尊是也。又藤五郎三つの金牛を作りて納む。其所を三小牛村とて、今に其里絶ざりき。藥師如來を歸依せん者は、此牛をあたへ得せん也。藤五・和五死して後、寺地村領に塚をこめ、大乘禪寺門前二五塚是也。藤五郎は十二神之内宮毘羅大將、かりに藤五郎と現じて、藥師如來を土中より掘出し、又行基菩薩同佛の藥師尊鑄造らしめん爲なりと、其後告給ふと也。委しくは縁起にあり。

泉野寺町

眞言宗

遍照寺

利常公御幼少の時分、おさる様と云て、御妾腹なりしを、小松の前田對馬守源峰へ、利家公より御預にて御座ありし内、高野山より學清と云坊主小松へ來る。此者人相を見る事上手也と聞て、お猿様を乳母抱き奉りつれ參りて見する

に、學清手を打て、扱々目の内人にこえ尊く、大名の相あり。末子にても惣領に成べき相あり。能々そだてよ云。乳母驚て、さればケ様くと語る。さればこそ唯人とは見え。能く守り立よと云ければ、御守をこ望む、則書て進上す。夫より南紀へ歸り、又折々能州所口妙觀院へ來る時、小松に泊れば必ず乳母御守を申請る故、後には高野よりも御守を調へて、便りに付て越けると也。扱はからずもお猿様は利長公の御養子に成給ふ。學清が相する通り也。又其後能州へ越を聞召て、加州御に留あり。小松町にて侍家明たるに入置給ふ。後に寺號を望遍照寺と改め、追て寺町玉泉寺向に屋敷被下となり。

泉野寺町

禪宗洞下

松月寺

開山松林坊、文祿の比迄濃州大垣に住庵せしが、其比大垣城主伊東長門守・同彦兵衛在任の時、無二の基相手なりし。此を長州金澤へ來りし時、僧も同道にて來る。當分長門守・同嫡牛之助・松林坊三人一所に、野町商家越前屋某許に借家せり。其後長門守病中看病料として、牛之助へ新知千石利家公より賜り、其翌慶長四年長門守は病死なり。長門守遺

骸をば松林坊に取置せよと御意あり。又其後寺號を取立候へと被仰付、松月寺と改む。泉野にて寺屋敷拜領あり。開基旦那は伊藤氏。此子孫今に出大工町に千石領す、伊藤彦兵衛なり。昔は伊東氏成しを、長門守代に太閤より東を藤にすべしこの事にて、相改めしと也。

泉野寺町

眞言宗

寶集寺

當寺本尊千手觀音。昔は泰澄大師越前の於越智山、一つの靈木を以、地藏・觀音・孔雀明王等の三種の尊像を彫刻、中堂に安置し給へり。其後同國平泉寺の大聖院一代、かの三尊の中の觀音大士を屈請し、二世の悉地を祈り、即種々の靈瑞奇告を感得し、世間を利濟する事尤も多し。依て數百年來。萬方の民俗歸依渴仰する事日々に増廣す。然るに天正の兵亂に一山大破の折から、大士自ら同國鳴鹿村某が家に忽爾として鎮座まします事若干月日。爰に故ありて當國黑津舟の本地堂に勸請し、實に鎮護國家の大慈尊と仰ぎ奉る事他に異なり。然る所に神道を弘むる者、専ら兩部に依らざるを以て自分官に訴へ、諸社の本地を除かしむる事世に知る所なり。爰に一日老翁一つの尊軀を荷負し來り、告て曰、此は是

泰澄大師の御作にて、黑津舟權現の本地大悲薩埵也。當山に安置して鎮に二利の大願を營み給へといふ。去て其行く所を知らず。依之幸に當山に奉敬供養しけるとなり。

河北郡

天正三亥年四月利家卿始て御加増地也

春日社

神主 高井氏

天平年中より御鎮座、正一位神田神社と云。

赤濱八幡 加賀爪村

神主 長江氏

當社は天平年中より御鎮座。中比此邊高木五郎といふ士領分の時分祈禱所也と云傳ふ。

野蛟神社 神谷内村

山、上 春日神主持分

毘沙門天也。此神は瘡之痛平愈させ給ふ。瘡病の人、居宅の土にても砂にても持行、彼所の砂と替來り、此砂を湯に入浴すれば痛治すこなり。

二俣村

釋蓮如上人之舊跡

一向宗 本泉寺

此寺に蓮如上人の遺寶品々あり。尤實如上人の開基なり。蓮如の是迄突き來られし竹杖を此所に指置ければ、枝葉

榮え今にあり。此等の泉水は蓮如の指圖にて掘し泉水也。毎年三月二十五日寶物等披露有之也。此邊昔は佐々内藏助家來岩佐甚助領し、壘の跡あり。

田地三町 黑津舟

神主 齋藤氏

但高に直し四十五石

黑津舟は小濱神社の儀に御座候。養老年中勸請の由申傳候得共、中比亂世にて縁起等も焼失仕候。本社並神明社拜殿・御供所・鳥居、天正十四年高德院様より御建立之由。其以後御代々修理被仰付候。右之内拜殿・御供所微妙院様御再興可被仰付由にて、山上善右衛門棟梁にて毀申所、翌年御隠居にて不被仰付。于今右こぼち材木まで御座候。今程御座候社の分は、跡々修理被仰付候。

百一石五斗八升八合 俱利伽羅村 眞言宗 長樂寺

外五石七斗山手米

不動尊也。寺の向村家の後に古池あり。是より不動尊出現と云。村昔は泊宿にてありしとなり。其時分此村の内旅人を留め置、枕の下に石を置、旅人寢入たる時分上より磐石を打付殺し、其人の旅用の品々盜取。此事後に顯れ死罪に

行はれしと也。右石枕、今寺の山門の柱下の礎也云傳ふ。俱利伽羅山の内、根元より二間計は梅のやうにて、其末は松にて、尤景よき作り木も見ゆ。一寺あり。此山の内にはこねと云木あり。童子の手遊になる、羽根のごとき實生る。是をつくばねと云。

木越村 昔本折越前居らるゝ館の跡あり。

大樋小坂 柳橋森下までは昔洲崎兵庫居す。

内高松の湯にある鯉・鮒、三寸より大き成は、皆片目にて有之事。

太田村山に古城跡あり、太田和泉守居す。

津幡 古城跡あり。昔前田右近將監秀繼居す、後越中木船へ移る。

弘願寺とて一向宗あり。昔は此邊の鳥越と云城山に在たるとて、今鳥越山弘願寺と云。

森下村 百姓——と云者先祖、利家公の御用に立ける

に付田地被下、諸役御免之旨御判物被下置。往來の者此家へ入狼藉其外人夫等取申敷旨也。則門内に高札立あり。松根村 古城跡あり。佐々内藏助一味に杉山主計居たると

也。

車村 七面明神 法華宗 寶集寺

日像上人開立の寺也。加州に日蓮宗の寺の始り所是也。七面明神は本地北斗の七星、妙見も星の名なり。武曲星の脇に有之、衆星の司なり。七面をあがむれば、妙見も其間に籠りおはします也。日蓮上人御難の時、梅の梢に星下り奇特ありしも、七面の守護なる故と也。七面と云は、甲州身延山に七つの峰あり、各面をむかへたり。此所に在して一宗の守護神なり。

森下村 大永の頃迄、龜田殿とて家富榮え、近郷を押領ありける。加州の一揆共に打亡され、其子龜田大隅と云者淺野安藝守殿へ扶持せられしが、浪人して鐵齋と云。此子權兵衛と云者、明曆の比金澤へ來住せしが、至て金銀を好み非道の仕形共に暮しけるが、家滅却す。

津幡山姥堂 寛永十四年六月末つかた、夜半より毎夜百姓の門々をたゞく者あり。未だ家内不寢入、誰ぞと尋て聲を聞は若男の聲なり。此人云やう、此家の亭主信心にて佛性に近し。依之我來れり。此邊の山姥山廻りの折節、近所に

安産せられ、味噌汁を望みなり。壽命長久の祈の爲に味噌汁など越し給へといふ。内の者不審に思へ共、有合ければ味噌汁に團子を入れてかはらけに盛り、山陰へ供へて歸り、翌日野へ出てみれば、麻の中に人の跡あり。みればかはらけもあり。不思議に思ひ、又の夜も前の通りにて畠へ備へければ、幾夜も土器のみ残り隣者に語ければ、ふしぎさよとて近所の者も備へければ、必ず土器のみ残り。其所にて小兒どもの煩、山姥に團子を備へ頼めば、忽に平癒す。扱々奇妙かなこ、家々より頼事大形叶へり。金澤へ聞へて參詣人彼百姓に頼み團子を備ふれば、心願成就せずと云事なし。此事於金澤隠れなし。眼病・腰ぬけ・聾忽に本復す。扱又子なき女は參詣の夜より懐胎のよし、利生手を合すよりも速なり云程に、參詣衆數多に成てかの民家に最花銀等溜りければ、いざや社を建んとて九尺四面の堂を立、御祓を置幣帛を立、鰐口を懸鳥居を立、子供の衣類をかけ、其外備物山のごこく也。金澤より後には、歴々の奥方乗物にて多くの男女召具せられ、希代也參詣し、繪馬・鐘の緒・十二燈、さながら伊勢内宮にことならず、頓

て此事御上へ聞えければ、御制禁に成けり。此根本を尋れば、或武家方の奥に召仕るゝ若女、同若黨と密通し懐胎と成て、兩人伴ひ主人の家を立退、女の在所越中川上へと心ざし出けれども、津幡にて俄に臨産し、宮の木蔭に休らひ、夜に入て在所の裏へ忍出産をまげ、其子をば近き川へなげ入、在所へ行ては如何と、上方へ心ざして夜々忍び上りしが、先山中の湯へ行て養生せんと湯治して在けるが、尋來る由聞きて山越に鶴來の方へ出んと、先白山へ出、神主兵庫の所に忍びて一兩日逗留し、女を指殺し、男は自害し果にけり。神主迷惑し、死骸を川原に埋させて、家をこぼち、地を三尺削りて又作事しけれども、其穢遁れがたく、様々の難にあひ、追付病死し、兵部家は絶にけり。

傳燈寺村 寺領百石 禪宗濟下 傳燈寺

開山運良大和尚、人王九十五代後醍醐帝御歸依にて、曆應年中開山也。開山遷化康永二癸未八月十二日。運良此先諸國行脚の折から、此里の地藏堂に一宿し給ふ終夜咄の音あり。夜盜來り伺ふに、和尚獨座し給ふに故を問へば、和尚答へ給ふは、是なる地藏尊此所に伽藍を建、萬民を教化せ

よと有ける。夜盜嘲り云様、終に石地藏の物云たるためし
なしとて、頓て刀をぬき二三度切ければ、慥死せられしと
思ひしを、夜明てみれば和尚默然として座し給ふを、夜盜
大に驚き、涙を流し懺悔して和尚の弟子と成。此由を達天
聽、さあらば其所へ伽藍を建、萬民を教化すべしと勅誥あ
り。寺領三萬七千石、七堂伽藍御建立、運良大和尚を勅請
あり。一千餘の衆徒圍繞すと云ること記録等にも詳也。世
替り時移り、爲越人羅兵火、宸翰・繪旨等迄一時に炎滅。
亂世の砌六七十廢壞すと云。後柏原院御再興有之、寺領
三千石、伽藍元の如く御建立。塔中二十一ヶ寺。勅願所の
宸翰・繪旨、並足利義澄公の御教書、親王家の御添狀等于
今存在す。然る處殿堂廢壞に及ぶの所、承應三年當國の太
守微妙院利常公より御尋有之、諸堂御造營被爲遊、寺領百
石、山等如前御寄附あり。御修覆寺に被仰付、一宗の惣錄
所さなし給ふ。其比不幸にして無程利常公御逝去被遊、其
後の住持追願も不申上、御普請半にして、伽藍等不全備。
佛祖の像並法器等破損すといへども無御修補、寺堂迄御修
覆有之事也。

此寺の山に岩穴あり。燈を持ち見物に入。兵亂の時分籠り
し穴と云傳ふ。

千田村牛頭天王 赤濱八幡宮 神主持

河北郡鞍降の庄千田村牛頭天王今世番にと申奉るは、古老傳
て曰、人王四十五代聖武帝の天平八年四月、郷民集りて田
園を開ん事を欲するに、彼村より東南に當て清水の涌出る
處あり、是を求て群民既に耕し稻を植ん事を悦ぶ。奇哉一
夜に高濱となり、耕作の業を得ず。依之不審の思をなし、
かば、忽然として一翁現れ告て曰、高濱を我住所と定、常
に誠心をいたさば五穀成就し民安からしめん、我は是素戔
鳴尊也と示して雲間に隠れ給ふ。然ば御告に任せ一字の社
を造營し、且暮に御食を供して、千田村・今村・荒屋村等の
惣社と崇敬奉る。又其後郡司高桑五郎と云者、往古の神勅
廣く厚き御恩の謂を拜感し、六月十五日始て祭日と定め、
神輿を民家に渡御をなし、仰て年の豊饒を願ふ。然るに天
正年中一揆の頃、社頭・神寶・記録等悉く兵火に落つ。漸御神
躰を隠し奉りて、其後神主は宮舊址に祠を再興して、古例
の神祭今に懈らず。千座の御稜禮幣を勤來れりと云々。

乙丸村持山の内高峠と申所城跡あり。越中川上坂井日向守
出城の由申傳候。

傳燈寺村持山の内富樫墓の由にて塚御座候。如何の儀にて
如此に候哉、由來知れ不申候。

御所村領の内に、昔二條の御所御屋敷跡の由にて、村の上
に有之候。右屋敷跡より五六町後の山の嶺通りに、塚八ッ
御築之由にて于今有之、何塚とも知不申候。

北中條村持山の内におふじやうと申山有之候。木曾義仲上
洛の時暫居所の由申傳候。

森下村持山の内龍が峰ミ申城跡は、佐々内藏助出城の由申
傳候。

峠と申村の上に穴有之、口六尺計、奥へ入高さ九尺程にて、
穴の深さ不知候よし。入口より三四十間少し下り直にて、
夫より曲り、奥は闇く候由申傳候。

七黒村持山の内鳥越と申所に城跡有之。佐々内藏助出城に
て、小嶋甚助・同牛之助籠城の由申傳候得共、末森記には小
嶋甚助・寺嶋牛之助と有之候。

杉瀬村持山之内往來道の脇に、大山と申所有之候。昔太閤

御馬被立候所と申傳候。

富田村領の内岩崎と申所に城跡有之。富田左近と申者居申
由申傳候。

筋谷村持山の内千人塚と申塚三ッ有之。昔佐々木四郎居住
の節、飢人に施行引申候。其節死候者の死骸を取集塚に築、
是を千人塚と申由に候。同山の内に塚一ッ、經塚と申傳候。
右死人の爲に石に經を書、塚につき籠申候よし申傳候。同
山の内坊山と申所候。此所に佐々木四郎寺を建、圓光坊ミ
申候。此寺退轉以後、其寺跡に堀才喜右衛門と申者居申由
申傳候。

假生村領の内はぎ坂と申坂有之候。頼朝公より俱利伽羅寄
進狀に、はぎ坂と申て有之由申傳候。
九折村領之内。大谷と申所有之。是も頼朝公より俱利伽羅
寄進狀に有之、大谷の由申傳候。

笠池ヶ原村領の内寺屋敷有之候。古へ本願寺蓮如上人居住
の由申傳候。

御門村領の内田地に、帝御屋敷跡の由にて荒地少有之候。
往古皇居之由申傳候。

森村領の内城跡有之候。昔村上右衛門三申者居住の由。城跡今は氏神の社になり居申候。

上山田村領の内城跡有之候。昔廣瀬伊賀守と申者居住の由申傳候。

上田名村領の内昔道満寺と申禪宗有之。寺領も多、塔司小窪庵・西明寺・隨龍寺・長證寺・永照寺とて。五ヶ寺有之由。則屋敷跡有之候。道満寺は佐々内藏助焼拂候て、それより斷絶仕候由。

觀法寺村領の内城跡、木曾義仲城跡の由。

田嶋村持山の内にけいご山三申所御座候。其所に梨の木有之候。古へ此梨子の木、泰澄大師杖を指置れ候其木生出候由。今は神木とて村の者崇申候。戸室の梨子の木と申候。

木越村百姓居屋敷の内に梅の木有之候。此梅の木本願寺蓮如上人指置れ候木にて、今に木越梅と申候。鶯宿梅の花に似申候。

吉原村領の内、大門並門の裏・大膳屋敷と申所有之候。古へ井上左衛門居候由申傳候。只今は畑に成候。

同村領の内、昔覺相坊・明覺坊・所信坊と申寺有之由。此屋

登に改る。當州の風俗は、人の心せはくして、他國へ行けば、飢命に及ぶやうに心得、主人つれなく仕へども、無是非つかはれて居る風也。されども武勇はよしとぞ。

羽咋郡

生神村の婦人臨産の節穩婆不入して自身産み、翌日より農業等勤候。懐妊の内に帶もせず、一向に産一道にては損じなし。此村の宮に井あり。此水を汲寄飲せ候へば産軽く仕る。又は小石にても砂にても取寄、何方にても産の者はを我所の水に浸し飲せても、或は右の井の水を紙にしめ乾來り、我所の水に浸し飲せても産輕き事妙なり。

福野村の脇八幡と申所に、矢の根石とて有之事。

末森山の峯に古城跡あり。加越能の境にして無二の要害たり。元は土肥但馬とて四萬石餘領する地持の城也。土肥は天正十一年柴田方にして、於江州柳ヶ瀬討死す。其跡を太閤より利家公へ賜る也。但馬子四郎左衛門とていまだ三歳也。但馬助土肥伊豫後見申す也。幼少なりといへども、利家公扶持し此城に居る。城代奥村助右衛門永福・千秋主殿たり。此末の事は

敷跡田畑並百姓屋敷に成有之候。多本坊・不動坊・了智坊屋敷跡も田畑に成有之候。

木目谷村持山の内城山と申所、二百餘年以前永正・大永の比、高橋五郎九郎と申者居住。夫より七左衛門と申者迄五代の間此城に致居住。せがれの代より百姓と成、同村百姓と同所に居住いたし候。

荒山村持山の内に城跡有。佐々内藏助出城の由。

堅田村持山の内城跡有。木曾義仲城跡の由申傳候。此邊に小川ありてびんな川と申候。義仲北國軍の時大人數休み、びんなど撫候川と申傳候。

切山村領の内城跡有。不破彦三居住の由。

梨木村持山の内城跡有。沖近江守居住の由。

北方村持山の内城跡有。佐々内藏助居住の由申傳候。只今は村の宮林になり有之候。ごんでんの宮と申候。

能登國

一圓に天正九已より利家公御拜領也

此國の西は越前、東は越中にて、さし出たる國故往來の舟の泊す。海中のよきしほあひを能門ヨナドと云故能門と云、後

末森記に詳也。故に略す。

百二十一石一斗一升寺領 瀧谷村

日蓮宗 金榮山 妙成寺

人王八十九代龜山院の文應元年より。日蓮上人專此宗を弘む。當寺昔は眞言宗にて、石動山衆徒の内在在の處、日蓮上人三代日像上人、右衆徒と宗論に勝て此寺を取立、永仁二年より日像開基と成。其後及大破たるを、時至るかな大檀那壽福院殿利常公御母公也小幡宮内長次妹寛永八年去三月六日遷行御再興、寺領は利家公より御寄附也。其後壽福院殿爲御追善、利常公より寛永十年に七堂伽藍結構に營み給ふ。五重の塔松原の中より九輪雲をしのぐ計に高し、七ヶ寺の塔司あり。本覺坊・善住坊・一林坊・圓融坊・昌運坊・福壽坊・大鏡坊等也。毎年六月二十六日開山忌法事あり、兒舞並山伏來て勤む。

三百五十石 社領 一宮 氣多大神宮

内二百石 天正十年利家公御寄附

百五十石 明曆三年利常公御寄附 合三百五十石御判物あり。

社領之内五十石、御供御祭禮料。残り社僧・大宮司・社人・神子配分。

社領の内六十五石 長福院。十石 正覺院。十石 地藏院。十石 藥師院。四十石 大宮司櫻井大監物。二十五石 大宮司櫻井主馬。

此外七石宛配當之社人十八人。神子一石七斗。

當社は人王十代崇神天皇御建立日本四社遠州氣比、常州鹿嶋、能州氣多、常州鹿嶋之内一社也。大佛の釋迦あり、此堂に蚊居らず。

當社權現毎年春二月申の日所口氣多の社へ御出興在之。此日俄に北風に成、三崎權現一の宮へ御留守に御移りと昔より申傳候。鶉祭として毎年鹿島郡鶉浦村の内鹿渡嶋といふ所より、十一月初午の日鶉を取て、一宮へ獻じ、鶉祭あり。則今夜鶉を拜殿へ放し、社人共並居てはやし立つれば、鶉は奥の院の階へ上り、暫ありて其鶉を一宮の前の海へ放しやれば、波にゆられ流れ、越後國能生の磯へ打上侍る。此時能生權現の祭初る也。鹿渡嶋に穢の事あれば鶉を捕事不叶により、眞の黒駒一疋牽けるよし昔よりの傳也。一宮權現所口より御歸在之、神輿を海際へ昇出し置侍れば、俄に高波打て神輿へ打懸るは、權現鹽ごりを御かきありとなん申傳へり。當社は昔中納言家持神職に侍る時、氣多の深

山木と詠じ侍る由。神人粗々聞て語る。すぐろ事と思へど、また有まじき事ならねば、

花にやは氣多の深山木神の庭

瀧村、昔は竹の津と云。柴垣村海涯に沿ひ、長戸嶋など云所迄一二里の間、奇石をばたてり。山の手に岡越とて名所あり。岡越の松は古歌にも見ゆ。

九十俵 社領 菅原天神 菅原山護國寺

眞言宗 社僧 成喜坊遍照坊

當社建立の年號等不相知。北野の靈神勸請の處に、中比亂世に兵火せられ燒失の後、茅社に再興ありしに、利家公能州へ御下向御合戦の時分、菅原に御一宿ありて御祈禱させられ、被遂御利運。其後天神社領二十五石、兩社僧へ二十石、合四十五石御寄附也。利常公御代社堂御再興有べきこと、社領の内被除置けれども御再興なく、萬治三年より右之除米社僧共へ御渡にて、自分に再興仕れりにより、今自分に相應修理を仕る事也。北野勸請。神社考。天穗日命十有四世孫野見宿禰賜土師姓。光仁天皇天應元年野見宿禰之後。遠江介土師宿禰古人。散位土師宿禰道長奏請。依其所

居地名。改土師爲菅原姓。古人子清公。其子是善。其子道眞。右大臣是則天神也。亦云。天慶三年七月。菅靈託右京七條坊婢文子云者。欲棲右近馬場。天曆元年移立祠于北野。九年三月託近江北良社禰宜良種曰。大内北野一夜生松千本。其所建社。以可崇天滿天神。天德四年九月廿三日庚申夜。丙裏回祿。圓融院御宇に及んで改營、工匠斤を運し新に廻る。一夜の内に虫天井の裏板を喰て文字をなす。

作るとも又も燒なん菅原や棟の板間のあらん限は

茲に依て神怒猶ある事を恐れて北野の宮を營む。其後崇り速にとゞまる。一條院正曆四年五月、宰府安樂寺に勅使を差して、太政大臣正一位を賜る。時に神託。

昔爲兆闕被悲士。今作西都雪耻屍。生恨死歡其我奈。從今望足護皇基。

二十石五斗 寺領 德田村 眞言宗 一山惣名安養寺

座主 圓福院 常住院 吉祥坊 文珠坊 寶泉坊 一乘坊

二十石 寺領 大福寺村 眞言宗 大福寺

富木より一里計奥

大永三年よりの寺にてありしが、中比破損しけるを、中興

北之坊と云住持、元龜三年に再興の由なるをば、天正三年に利家公社堂御修覆あり。其後及大破しを、慶安三年利常公高爪觀音堂並寺御再興に付、御大工山上善右衛門を被遣、繪圖を於小松入御披見。其後越中より御材木御廻しの處、高岡瑞龍寺御建立の折からにて相延申。右の御様子に付度々御訴訟申上、御代々御造營也。金龍山高爪の觀音と申は、大福寺の麓を山にかゝり通り侍る。奥郡第一の高山なり。嶺に當時觀音の像を崇め奉りて、山下に眞言宗の寺十二坊薨をならべ、住居いかめしかりしも聞く。今は舊跡と成て、形ばかりもなかりし。是に付て不思議の事なん聞傳へ侍る。富木の海中より觀音へ、六月十七夜に龍燈參る由皆人いへども慥に聞明らめずいかゞと、末世にさる事やあらんといぶかしく思ひて、所の人に尋れば、夫はふしぎ成事にもおはさず、六月十七夜は定りたる事也。不時にも其事侍る。御不審におぼさば其比おはして御覽せよと、衆口同じさまにいふ。か程の靈地なれど、何の比よりか微々に成て、天正の比かよ、北之坊と云聖のわづかのいほりに住せり。此聖唯人にあらず、其比の人皆天狗云もの是にや

と沙汰し侍る由。利家公被及聞召、御祈禱の事偏に頼おぼさる。奇妙共あまた度御試給ふ事あり。加之あらかじめ告しらせ申事、果して如指掌。其比佐々内藏助成政と御取あひ始りて、毎度御勝利を得給ふ。終に越中平均に御手に入。且は北之坊御祈の靈驗と云、且は御冥加の程感じおぼされ、いよ／＼御信仰淺からざりし餘り、御直判の御書數通被下。北之坊跡絶て、且那の筋なるを以、富木七ヶ所の名主淨誓・同子彌六方に預り置侍る。其文に曰。

當月十三日尾山廣間の前へ雷落申候。折節孫四郎在合候得共、指て相替儀無御座候。彌御祈禱奉願候。恐々。

八月十七日

前田又左利家 御判

北之坊上る

猶々金二百疋致進上候。誰々にてもほしがる方へ御とらせ可有候。

又一通

俄に大阪へ急用御座候而罷登候。委細具に大音六郎へ申進候。猶々御祈禱奉願候。恐々。

五月二十四日

前田又左 御判

北之坊

又一通

富木大福寺六社權現堂高爪觀音堂、こけらやね及大破ふきかへ候條、三ヶ村之者共やねふきへ可致馳走者也。

三月

前田又左 御判

相神村藤右衛門方へ

此外御書ありといへども略之。

此事利常公被聞召届、頻に御再興の御沙汰に及ぶといへども、不慮の御事出来てやみぬ。あゝ未時至歟。

鹿島郡

鹿島郡一郡は、利長公の御舍弟前田孫四郎利政守護たり、慶長五年關ヶ原一亂の時、石田三成に組せしゆる浪人と成る。

館之濱城 天正九年より同十年まで、利家公の與力分として長九郎左衛門連龍在城す。

高島村 親王塚にて宮塚あり。昔高島親王の塚也とぞ。此宮より往來の脇田の中に、龜塚とて、わざと築たるこ見ゆ

大森氏は一山之内にあり。清水氏は能登部上村にあり。

伊弉諾尊 本地 虛空藏 大宮にあり

伊弉冉尊 同 十一面觀音 同

五社權現 天目一箇尊 同 勝軍地藏 火の宮にあり

大物主尊 同 正觀音 梅の宮にあり

一木嶋姫尊 同 俱利伽羅明王 劍の宮にあり

當山開闢は、人王四十五代聖武天皇御宇天平勝寶八年泰澄大師開基也。其前は天竺摩訶多國にて七百歳の功を歴て、來朝之方道仙人來て住すと云々。今に當山の北に八大山と云て此所に岩窟有。方道此窟に住けると也。舊跡今にあり。

衆徒俗人共に此所へ行事不叶。今に晚景には、毎度八大山に太鼓を打音聞ゆ。此外一山に怪異、動字石・朝字石・竹字石とて、三朝に三ツの靈石あり。是日月星の性也。當山に

は動字石あり。依て石動山と號す。寺號は天平勝寶金剛寺也。産子は七州也。所謂加賀・越中・能登・越後・佐渡・飛驒・信濃也。依勅許此州郡へ毎年秋後御供米勸に出ける者也。

建武の比當社回祿。其後天正の比、門跡大宮坊始衆徒共、奉對利家公企一揆。依て一山兵火せらる。此時正親町院

權現堂 承應年中利常公御建立

御代々御寄進狀數通あり。社頭御印物あり。崇神・垂仁兩帝、天智・孝謙・後鳥羽・後醍醐各勅書あり、勅封也。兩神主、

る。龜の形の山あり。此龜の鼻のうへに松一本植侍り。此木百四五十年にてはか程の古木には成まじくと見ゆ。此木廻り三尋計也。此根に隠れ里と昔の者云し穴あり。口廣さ四尺計あり。上に三尺四方計の批石穴の蓋に成てあり。此穴越中氷見の庄朝日まで洞通りある由也。扱又木曾義仲越中より此高島へ越、親王堂に假小屋打て、一兩日も逗留ありしと也。

多根村 石動山の知行所也。此村に四位と云百姓あり。石動山本社之鑰預り居たる也。此者昔石動山大宮坊へ門跡來り住し時被召れし者にて、尤官四位たりしを、今に俗名と成、子孫富さかえ居けるなり。此四位、根元は天竺より方道仙人の供奉し來りしなり。

石動山 社領百五十石 一山眞言宗 惣名 天平寺

内五十石 利家公御寄附

百石 利常公御寄附

權現堂 承應年中利常公御建立

御代々御寄進狀數通あり。社頭御印物あり。崇神・垂仁兩帝、天智・孝謙・後鳥羽・後醍醐各勅書あり、勅封也。兩神主、

加能越金砂子

加能越金砂子

加能越金砂子

加能越金砂子

勅書に依て、利家公より御再興あり。此時衆徒五十八院に成、是迄は三百六十坊也。今に其寺跡多あり。委は七國志等にあり。依て略す。多根の方の山口に畠山何某と云人の古城あり。七尾云。地利水の便あり。當國の名城なり。石動山の高さ下より一里十四町上り、坊院叢を並ぶ。夫より御前迄は八町上る。一山の致景を申さば、行末の空、越べき山の峰の雲霞、仰げば彌高く、いつしかそれく越つくとて本山半過ぬ。是より皆人登り侍る事うとましく覺ゆると云もことわりや。實に雁の翼あらまほし。過來し方を願れば、さる山々峰々足下になりぬ。誠に遠くも來にけるもの哉といとあやしく覺ゆ。扱て御前へ參詣して、又絶頂より見下し侍れば、加能の海は、手をのべて汲つべくありける。高山共皆麓に引よせたるかこ見ゆ。此所にて昔俳諧師、山々の霞の網により藻かなといひしも。さも面白し。當山泰澄大師の開基、虚空藏垂跡大權現、數百年の雖經星霜、于今如在禮奠不絶。殊に先年利常公御再興ありて、方三間の堂銅の瓦をふき、椽の宮柱ふとしき立、材木は椽にて種々の彫物玉をのべたる飾り、日月の光にいとみ

あへり。又石壁は切合、秋の兔の毛可入すき間なく、たごへ數萬劫を経とも、山ととも鎮ならん事疑ひなし。酒井村 二十石 寺領 禪宗

曹洞宗 洞谷山 永光寺

往還より七八町引入寺あり。元亨の比瑩山和尚開基の地也。瑩山・明峰兩和尚の木像あり。此兩和尚は、加州大乘寺にては二世・三世也。峨山和尚當山住職の時分、一朝の内、當山・惣持寺・加州大豆田淨住寺、此三ヶ寺の朝勤に廻られし也。于今峨山道とて山にあり。險難の所にて平人通る事不叶。此寺僧徒椽の皮を下駄に拵へ、緒をたて、はくと也。

鶴の浦村領に鹿渡嶋といふ所より、毎年十一月初午の日鶴を捕、一宮へ献す。依之此村に鶴田とて草高三石あり。從公義被附置。此嶋の大石に、穴多あり。其穴より小石出て、後に長じて大石に成と也。鹿渡嶋の出崎に横穴あり。昔近郷の人客ありし時分、此穴の口へ向、椽・折敷等何人前入用候間御貸被下候へと、前日願置、翌日參り候へば、願之通の品々穴の口にありけると也。其後椽等かり用事調

へ損じ返しければ、再び願不叶と也。昔隠れ里と云しは爰かこ。

徳丸村 山の嶺に長如庵壘の城跡あり。

芹川村 原山の嶺に城跡あり。廣さ十五間・十三間程あり。

越後謙信の勢石動山へ取籠の時、直江山城守取出の城の由昔よりの云傳也。此村の勝山と云所に長如庵壘の跡あり。

三引村 赤藏山 無社領 眞言葉徒 怡岩院 榮春院

當山は石動山開闢より前、神龜の比建ける社也。此山に御手水大池とて四五間四方の池あり。昔此池より朱の鞍出けるによつて赤鞍山と書しを、後赤藏と書替りしと也。

吉田村 きほひの城とて城山あり。何人の住けると云事聞傳へになし。

久江村の川へ、正月元朝に西王母の桃流れ申由、昔より云傳へ侍る。昔在所のものひろひたべけると也。其者後に奥州へ行て居る由。此者五百年計長命す云。此村に彼者の植しとて、廻り二尋餘りの榎木あり。貞享の比大風に吹折、根朽て今はなし。

熊木村 熊甲大明神

神主 笠川氏

當社は貞應三年建立の由。縁起卷物一卷並紺地金泥の法華經一部あり。此經一卷の内紙半枚程、在所宮の前百姓仁右衛門と申者の先祖の、昔此經の字金子に成申と心得取申に付、代々片眼つづれ申事也。中嶋村 禪宗 定林寺 當寺昔は七堂伽藍にてありしと也。本尊釋迦如來は則佛作にて有に付、先年金澤天徳院の本尊に可被成とて、公義より御取寄の所に、路にて以の外に重く成、被取寄事難成に付、又定林寺へ返さるゝ也。同所林の内に靈芝生じ申なり。和倉村 海百間計沖に温泉あり、熱湯なり。此邊の沖に大なる龜居る。年により餌にかてたる時分は、舟の通ひならず。若此時出合破損すれば、死骸終に出る事なし。此浦より島の地迄六七町有之、是につかへて出兼申やらん、沖の深みに常は居申と也。先年正徳の比浮出たるを、所の者と熊木村名主三郎右衛門手代見付けるに、水の上へ見え侍る龜の甲百間四方程可有之と、代官所へ訴の由也。田鶴濱村 海邊に牛ヶ端云所に觀音堂あり。毎年日あり

て龍燈參る由。折々近郷の者見たるものありと也。禪宗東嶺寺・悅叟寺とてあり。此所に長氏舊の城跡あり。今は御米藏場なり。

太田村 三十俵 寺領 禪宗 海門寺

府中村 十五石七斗五升 寺領 禪宗 靈泉寺

外に門前畠方七百八十二歩、高に直し三石二斗五升八合松尾村 前田慶次郎利益、利家公より六千石給り此所に居住あり。後越後景勝旗下に着。又其後越後を退、奥州へ行、田畑村大隅と云百姓の所にて死す。

所口氣多大明神 社領十石米 兩神主 船木氏

當社へ毎年二月中の申の日、一宮氣多本宮神輿を移す。能登國は天正七年迄織田信長公寵臣菅谷九右衛門領す。然るに國形悪きとて、餘國を望に依て明き國と成れり。天正九年利家公へ賜る。七尾に御居城也。今年信長公より朱印に、去年米納は菅谷方へ可相渡さ之在文跡の様子也と云。天正十一年利家公金澤へ御入城以後、文祿三年迄利家公の御兄前田五郎兵衛安勝二万石居城也。慶長五年息播磨守安繼初は孫左衛門云居城也。無子に付、利家公の御末子石動山の法師知

小嶋村 禪宗長齡寺に什寶品々ある内に、於天竺佛弟子迦葉尊者の墨蹟あり。此寺は利家公御書ありこいへども、無寺領也。

柴峠 石動山と荒山の間也。天正八年石動山の衆徒共、越後勢遊佐孫八・三宅備後・温井備前等語らひ叛逆の時分、利家公・利長公・同家臣長九郎左衛門・篠原出羽・高島石見・小塚八右衛門・笠間義兵衛・丸毛又五郎・富田興一郎・同興五郎・雜賀金藏・奥村助右衛門・同孫八郎を以て、此所において合戦ありしなり。この砌石動山大宮坊・日之宮坊初残らず切殺され、本社・寺院等一字も残さず焼拂ひ給ふ。柴峠の邊道の脇に徳山五兵衛の古墳あり。五兵衛は加州にて利家公の御家人にて、武功の人なりしが、二代五兵衛に至り江戸へ被召出、御昵近になり、代々徳山五兵衛とて、子孫于今榮えり。

鳳至郡 昔は鳳氣至郡と書しこ也

劔地 往古此所の土民一人の娘を持、似合敷簪を取度と思ふ所へ、何國ともなく男一人來り、我を此家の簪にし給へ

好こ云を安繼養子にして、二萬三千石給はり金澤に有しを、元和元年加州を立退て城州鞍馬に籠居せしを、加州へ呼返されし砌路中江州今津にて死去。其後より城破却也。右城の有しは、今は古城村云所に有し也。元七尾とも云。

古屋敷村 利家公暫御在任之舊跡也。依之古屋敷村云。

小嶋村 眞言宗 妙觀院

此寺に得もいへぬ巖おのづから重りて數丈計聳たり。上に辨財天堂あり。夫より雲の掛橋渡りて、少し登れば觀音堂あり。海に臨みて言語同斷の景氣、松嶋・橋立に劣るまじと見ゆ。

松百村 橋あり。海に懸りたるためし少し。寄居虫・蛇の鮮此所より出る。

鹿嶋 此所に古歌あり。鹿嶋より熊木をさしてこぐ舟の楫とる間なく都しおもほゆ。屏風岩とて海中に名所の小嶋あり。

鰻目村 嶋八ケの名主太間居る。鰻目の觀音あり。嶋八ケ村へ配流人遣謫せらる。天正の頃村井豊後嶋八ケを領せらるゝ事もあり。

と云。娘の父領掌し、娘と夫婦にせり。父の曰、汝は何ぞ所作ありやと問。聾の云、劔を鍛ふ事を得たり。鍛冶場を拵へ人の見る事を禁じ、我一人其所へ入り多くの劔を打。彼者一人の手業にて打事難心得て、透間より覗きみれば、彼者唯者にあらず。怖しき形にて口より火焰を吹て、鐵を引事あめをたぐるが如し。父不審し、此者に暇を遣しけり。聾の心に、扱は我事顯れたりして、打し劔共を引さらへ海上へ飛行。父の云、暫にても我所にあり、何ぞ驗を残せよといへば、劔一本投しを、無銘なりこいへば、又立歸り彼劔に爪にて銘を鬼神大王波平とす。父は取て歸、家の什物とす。此子孫を常鍛冶屋とて今に此地にあり。此節より鐵を引、はりがねを營む。鬼神大王の湯加減せられしとて、今に舊井あり。

劔地領海邊に岩窟あり。口廣さは九尺四方あり。深きここ知れずとなり。此岩穴は所口の岩窟、又津向村お杉がはなの岩屋迄ぬけ通し云。昔は一人の僧住みて、在家より椀類借りに行しと云傳ふ。同窟の少高に、岩の出崎に二間四方計の座敷の様成所あり。四すみに長二尺計の石のきぼう

しあり。
深見村領山に女瀧・男瀧とて、海邊より十町計山に入、大瀧二ツあり。高さ十丈計より巖石の上に落る。此所窟に海中より上りたる朽たる古佛多くあり。

道下村 鎌川大明神の社あり 神主 四 柳 氏

眞言宗尾櫻山寶泉寺、寺領米十俵御寄附の地なり。

門前村 寺口とも、櫛比共云。

四百石 寺領 曹洞宗出世地一山之名 諸嶽山 惣持寺

内三十石塔頭芳春院智職持也。芳春院様御位牌あり。

普藏院 大源派也 妙高庵 通幻派也

五 院 洞川庵 無端派也 傳法庵 大徹派也

如意庵 實峰派也

此五院を末山の僧諸國より毎年八月十五日に交替し、翌年八月十五日迄五人宛輪番持に來り、本山日夜の勤行也。此外塔中十八ヶ寺あり。内覺王院は四箇の道場たり。

惣持寺鎮主 白山神明 神主 四 柳 氏

瑩山和尚當山を開給ふ由來を、代官星野・野尻兩氏に問ひ侍るに、委事は知り侍らねど、或僧に傳へ承る通りは、後

醍醐天皇御宇元亨三年よりの寺也しを、文祿二年利家公より方丈御再興ありけるに、其後燒亡しければ、佛殿當分見苦しからんとて、利家公より慶長二年に越中氷見の朝日の觀音堂を引取れとて則引取ける。方丈は同年御造營あり。山門は慶長六年芳春院様御建立の所、近來破損修理の御斷申上ぐれば、材木或は金子被下、當寺にて修理仕る也。扱又當山開闢の由來は、瑩山或夜の御夢想に、能州櫛比の庄にましますべき地あり、彼所に住給へと告を蒙りて、心に不審し給ふ程に、又當山前代は聊の眞言宗の住持あり、定賢律師と云、是へも靈夢あるの由又告を蒙り給ふ、瑩山不思議に思ひ、若も左様の人に逢奉る事もやと、何となく出らるゝ途中にて行逢奉り、互に夢物語符節を合せたるが如し。夫より定賢は當山を瑩山に譲り奉りて、道下と云所に住居す。尾櫻山寶泉寺今に僅の一字あり。扱又宗祖道元和尙より數代黒衣にてましゝしを、後醍醐天皇の御宇瑩山名譽の事共侍りて、初て曹洞派出世の繪旨被下參内し給ふ。剩へ道元以來先師紫衣の贈官改めて被下、勅許有之と也。日本無雙一宗の本寺七堂伽藍の靈場也。二世峨山和尚彌威世に振ひ

内四石五斗出分知に候處被下。

七ツ嶋 輪嶋より七里沖。萱山無人家。

重藏嶋 輪嶋より十八里沖、一里四方の嶋と云。今は艦倉嶋と云。三月より八月迄海士共男女來り居て貝藻取。此嶋は龍神の領分と云傳ふ。此神と輪嶋の重藏の神と夫婦神にて、年に一度宛この嶋より輪嶋へ來り給ふ。其時波風高く成りて、舞樂の音すといひ傳ふ。依て兩所同じ文字を用るゝなり。この嶋に菜大根類種子蒔かずして自然に生ず。此所に居て服すれ共取來る事不叶。取來れば海上風波の難に逢ふ。

光浦村 此濱邊に得もいへぬ美はしき色々の小石あり。昔此海中より光さしけるまゝ網曳ければ、小像の觀音を引上侍るを、此浦の氏神とす。依て光浦と云なり。

諸橋村 一本木にて椶に榎の實生じあり。大古木也。いつ比よりと云事を不知となり。能大夫諸橋元祖は此村より出る也。

明千寺村

眞言宗

明 千 寺

觀音あり。鷗川より三十町計山へ入寺あり。此觀音と氷見

五院の祖師皆峨山の御弟子也。是より天下曹洞宗礎に入が如し。五院開山達諸國に開き置れし末山より輪番に來る也。法の花開けし山や代々の春。誹師何某。

當山への繪旨四通 後醍醐天皇・後村上天皇・後奈良院・後陽成院。利家公五十六歳御束帶御影木像あり。一切經輪藏・勅使玉橋・下馬札あり。惣持寺より東の山十八町嶺に、高雄山の觀音堂あり。

和田村の山の嶺に座禪石とて大石あり。惣持寺開山を可開の地やあるとて、此山へ登り四方を見給ひし内座せられし石也。今に舊跡あるなり。

輪嶋 川井町に重藏宮とて大社あり。此宮に大像の彌陀あり。

海士町 海士の住家四十軒計あり。春三月より秋八月迄は、一人も不殘へぐら嶋へ行き居る。

輪嶋崎村 海邊の端の家は、沖の崎某にて問屋あり。此者の家の後山の根に、ゆり若大臣腰掛石とてあり。山より清水出る。天神の社に、於我朝鑄初の音の替りたる鐘あり。

輪島 十四石五斗 寺領

禪 宗 蓮 江 寺

の朝日の観音と一躰分身と云傳ふ。源三位入道頼圓頼政の廟あり。其時代の國持大名衆の墓所あり。梶原景時寄附の手水鉢あり。此寺往古は大伽藍にて繁華の地成し時、大門先十八町一間に石地藏一躰宛ありしが、今に所々に臺座計残てあり。高野山騷動の後衰微したる也。星石とて星落て丸き石に成たるとて今にあり。此寺へ跡々より、長さ三十間計の大蛇出る事なり。

穴水と云は庄の名にて惣名也。川嶋村・大町村の二村也。禪宗瑞源寺あり。眞言宗來迎寺には長谷部信連御影木像あり。二ヶ寺共に長家の祈願所又菩提所也。

内浦村 新崎村山の根磯邊に、かゆ餅岩イ内浦かゆ餅岩て名所あり。此所に古歌あり、新崎の端のかゆ餅しほすぎて内浦かわかばイ内浦かゆ餅岩のめや穴水。又此所に越後謙信の古墳あり

穴水城 尊氏將軍の時代、北國管領畠山氏越中の一揆に追立られ當城へ居城す。天正より長對州重連居城、其後越後より輝虎の一類上杉玄蕃居す。

田名木城 長氏が城也、城跡山の麓に穴水瑞源寺あり。

銘に空海あり。

法住村 寺領三十俵 眞言宗 吼木山 法住寺

當寺は人王五十四代承和元甲寅年、弘法大師の開基の寺弘法大師の開基の寺なり。年なるが、中比兵亂にて衰微たりしを、天正十年利家公より弘法の御影堂御造營有しが、其後及大破けるを慶安三年

利常公より御修覆有之、米三十俵を永代御寄附有。寛文四年にも綱利公より御修覆有之也。弘法大師入唐の時日本へ

獨鈷・五鈷・三鈷三つを投られ、是に落止る所を我住所とせん。有しが、獨鈷は南紀の高野山へ落、五鈷は當國三崎へ

落、三鈷は當山へ落しき也。其後弘法大師當國へ來られ、彼方此方と經歷の時、此近邊へ渡られて、何ぞ奇怪の事あるやと郷民に尋られければ、人々答云、さればこそいつの

比よりか此山に古き櫻の木あり、毎日々々もうくと吼る音あり。樵牧共是をあやしみ、妖怪の業ならんと恐懼しあへりと語れば、夫こそ我望む所なれば、いざ行て見む教へ

よこ有ければ、さらば御越あれと人々伴ひて、彼所に至り聞給へば、櫻木の法華經を讀誦するに聞給ひ、是こそ我住むべき地なれと、寺を開き給ひ、此櫻を伐、法華經の板木八

珠洲郡

松波村 八石六斗四升 寺領 西方頭寺

一向宗 松岡寺

山に木葉石とて石に木の葉の付たる石あり。さながら石に楓・柏・榎等の葉の彫物の如し。木目明らかなり。

鶴鳴村 百姓與三兵衛家昔弘法大師御人住に在しと也。於今此筋無異儀相續也。此家に不思議なるかな蚊居らず、新宅の時分は蚊居ると也。

一本に、鶴鳴村酒屋與三兵衛方へ、弘仁年中に弘法大師御止宿被遊、爲鎮火加持被成下、則御詠歌に云。しも柱水のほりに雪のけたさすぬき迄も水たるき哉

右大師加持の一間、夏中蚊居不申。御眞筆の御詠歌古へ謙信兵亂の節取越申由にて、出羽國寺町天聖寺の什物と成有之に付、只今御詠歌の寫有之候。南北東西の隣家出火の節も頼燒不仕となり。

飯田村の山に佛の像形の石多あり。弘法の符し置れたる也。

松波村 一向宗松岡寺に太鼓あり。一つ打は二つ鳴、筒の

十一版彫刻し給ひける也。然るに兵火に此板木燒亡して、

今一枚残りて有けるを、利常公より箱袋被付候也。又三枚は瀧谷妙成寺に什寶成りある也。右の櫻法華經を讀誦の音、衆人の耳へは吼ると聞えし故、吼木山と名付と也。

弘法大師大唐より取來られし一尺八寸の劍もあり。

鶴飼村 二十五俵寺領 一向宗 妙嚴寺

但西方寺村にて草高二十一石。

同村 二十俵寺領 禪宗 金峰寺

寺家村 田地五町社領 天台宗 高勝寺

三崎權現 神主 大宮司

高に直し七十石。二十五石御宮修覆料。二十五石高勝寺

二十五石大宮寺。

金分明神は木花咲耶姬命也。高座權現は伊弉諾の尊也。

此兩社は人王十代崇神天皇の草創也。天正十四年に利家公田地五町御寄進の御印あり。慶長十九年利常公より高座之宮御建立。寛永十六年觀音堂御造營也。寺領の時二十五石

修覆料に下し玉ふ。修理仕、其上難叶時分は、公義より修理被付付筈。依之年々御修覆所と又見圖り所と有之なり。

三崎とも云は、金剛崎・相摩崎・宿崎此三崎也。社等は相摩崎にあり。源義經奥州へ下向の時、當社へ參詣有之、籠置れし青葉の高麗笛あり。三崎開闢の時分、三崎兩社權現牡牝の鹿に乗、當所へ渡海ましゝて、天より持來り給ひし鎗を投給へば、此山へ落止る。依て此所に影向ならせ給ふとかや。故に鈴ヶ嶽岬と云、珠洲郡云も此縁也。權現乗り給ひし鹿は岩となり、男鹿岩は此沖に見ゆ。女鹿岩は高屋村の沖にありといへども、底にありて見えぬ。又三崎の沖に姫嶋・神島・金嶋とて三ツの小嶋あり。此所に寶永・正徳の比迄は神軍とて高波になり、此嶋へ打懸る時分、波の間に戈・弓等の類幽に見ゆ。半日或は一日又二日・三日も見ゆる事あり。波靜に成れば嶋計見えて、二三日過れば三崎鈴ヶ嶽の萱悉く俄に枯て、夫より一兩月過て矢の根石とてさながら▲如此矢の根の形の石渚へ打上る也。神軍近年は不見也。

高屋村 刀禰云百姓の家に泰澄大師の衣・杖あり。此者利家公より御印物頂戴仕あり。

大谷村 平大納言時忠の古墳あり。此時の百姓に頼兼・祐

かゝりの強み程跡のしまりなし。何事も勝れんとて、理非の辨へ疎しとぞ。

礪波郡 昔は利波と書しなり。

當郡は利家公天正十三年に御拜領也。往古は佐々成政これを領す。

埴生八幡宮 社領三十石 神主 上田石見守

當社は養老年中より御鎮座也。中比兵亂にて衰微たりしを慶長五年利長公より御再興あり。寛永十年利常公よりも御再興あり、夫より御代々御修理所也。當社什寶品々あり。木曾義仲願書一通、筆は覺明。同寫一通。上指並鎌こもに二筋。覺明筆の大盤若經十七字一行一切。武田信玄の書一通。

追而雖輕微金欄進之候。

金山逼迫之由候之間、近日爲後詰、向于越後令出勢候。然者任于大阪御内儀以長延寺申候。此時依貴寺御肝煎、椎名右衛門大輔開運候様、御調略簡要候趣可預馳走候、恐々謹言。

友依光・正依・兼吉・吉盛・則貞・末貞とてあり。末貞は則貞の家臣筋と云。祐友方に平大納言時忠の守本尊閻浮檀金の三寸の彌陀あり。文治・元暦の比平家の落人能登の國へ身をかくさんこ、舟にて此沖へ來り、磯に鳥の居るを見て、扱は此所人家ありと見ゆ、是へ舟をつなぎ、いざ頼み寄んとて此嶋へ上り落武者共住居けり。此子孫皆郷民と成て、其時の武士の名乗を以百姓の名とせり。鳥の居たる所を鳥川とて今にあり。舟を繋ぎし所をがうの間とて、是も今にあり。

眞浦村 此間に廣木・蓑まくりとて、北國一の嶮岨の難所あり。岩の頭鷹巢を作る。

越中國

神武帝日本巡見に御下向の時、あち山を越給ふ時の前の國を越前と名づけ、中比なればとて越中と名付給ふ。後を越後と名付られしと也。風俗は勝事を好む氣にて、かり初にも勇をはげみ、つまづき倒れても心得など、子ども育つるにも強みを教ふる風也。臆する氣はすくなけれども、指

卯月六日

上田石見守殿

信 玄

遊佐新右衛門感狀二通。文に曰。

去る十九日於芹谷合戦入鏝、其儘城中へ御籠候御忠節無比類候。彌可被抽粉骨事肝要候、恐々謹言。

永正三 九月廿六日

遊佐新右衛門尉 慶親

埴生次郎兵衛殿 進之候

去十九日於芹谷合戦入鏝、其儘城中へ御籠候御忠節無比類候。彌可被抽粉骨事肝要候、恐々謹言。

永正三 九月廿六日

遊佐新右衛門尉 慶親

埴生與七殿 進之候

佐々内藏助寄進狀一通、同人豎目錄一通。

文に曰埴生八幡宮へ寄進分

- | | | | |
|--------|--------------------------------|-------|-------------------------------|
| 一三五俵者 | <small>みたらしの産 正月二日祭</small> | 一三十俵者 | <small>おく後 三月霜月の祭</small> |
| 一七十五俵者 | <small>八月放生會御祭 并神輿の御修理</small> | 一貫百本 | <small>此米四俵一斗六升 毎月御供料</small> |
| 一十俵者 | 寶光坊 | 一十俵者 | 寶積坊 |
| 一十俵者 | 愛染坊 | 一十俵者 | 玉藏坊 |
| 一十俵者 | 遍照坊 | 一十俵者 | 修行房 |

一十俵者 千手坊 一十俵者 本覺坊
 一十二俵者 燈明料 一十二俵者 大宮司
 一十二俵者 禰宜大夫 一十九俵者 承仕給
 都合二百六十九俵一斗六升
 右如先規八幡宮御祭並勤行之燈以下、無懈怠可被相勤之狀如件。

天正十年九月十五日

佐々内藏助成政

埴生民部丞殿

大太刀一振、刀一腰、具足一領、采幣一本、翁面一枚、興津内記殿狀一通、上藤之御方狀一通、當社縁起一卷。右之通埴生に在之

木曾義仲於當所合戰願狀に波入と書れし故、義仲は江州粟津ヶ原にて波に入果られしとなり。
 源氏峰として義仲古城跡あり。

今石動 昔前田又次郎家次の居城たりしが、文祿元年高麗陣の節於京都煩出し、人數ばかり西國へ遣し、其身歸城して死去也。又次郎父秀繼より家次迄木舟城主たりしが、天正十三年の地震にて木舟城ゆりしづめてより、當所へ移ら

れし也。當所町人も過半木舟より引越となり。同所寺領五十石 又次郎の代より寄附知也。

禪宗 永傳寺

外に二十三石五斗六升六合先年平均免出分、公義御代官附になる。

當寺昔は木舟に在しが、地震以後當所へ引移。

木舟の城主前田右近將監秀繼之位牌あり、天正十三年酉十一月二十九日寂。地震の時城地へ沈入死骸掘出す。又次郎家次の位牌もあり、文祿元年辰。

木船村 古城跡あり。利家公御舍弟前田右近將監秀繼居城と也。天正十三年十一月廿九日大地震にて、城共に三丈計震沈で滅亡。死骸尋出し、今石動永傳寺を菩提所とし納す。山本村 古城跡あり。昔山本志摩守居ると云。

東西原村 城ヶ端より一里東南の方にあり。此領の山に赤そぶの流るゝ小谷川あり。此所へ木葉落てかたまりて石と成る也。諸木の葉石面に明らかに見ゆ。此石をとれば、俄に風吹又は變事ありとて、見物に行者あれば村の者は留めてやらす。石を取事は猶させず。

岩崎谷に鳴石とてあり。先年小矢部川橋御普請の時分、此所より多くの石共伐出しけれども、此鳴石計は不伐出也。同所岩室に長五六尺計なる木佛多く捨有之候。其近邊に寺社舊跡も無之候。

安居村 寺領二十石 行基菩薩之開闢也

真言宗 彌勒山 安居寺

天平年中よりの寺也。中比兵亂にて衰微の處、利長公より御建立は慶長十一年也。又御再興は十六年也。寺領は元和四年利常公より御寄附也。並安居村之内三百歩寺地御寄附也。抑當寺は天平元年の草創にして、聖武天皇の勅願所也。其後太守も又寺領并山を寄附し給ひ、伽藍の修理を加へ給ふ故に、三密瑜伽の靈場永く安全也。本尊は圓通大士正觀音、御長二尺六寸有。釋尊みづから赤栴檀の御衣木にて、一花一番一刀三禮の尊容也。但御母摩耶夫人の追善を祈り給ひ、末世の衆生に示し給ふ故もかや。爰に善無畏三藏、遠く天竺より此觀音の尊像を御將來有て、我日域に來朝の節、彌勒山に紫雲たなびくを見て尋來り、則當山に安置し給ふ。善無畏三藏一夏九旬の間當寺に安居して供養し給へ

り。此時靈香四方に薰じ、天花龍燈の奇瑞甚未曾有也。此故に古へより、善男子善女人有て普く歩みをはこび、歸依渴仰する事たこへば幼兒の母を慕ふが如し。然らば何ぞ大悲の方便むなしからんや。靈驗すみやかなる事谷の響がごとし。又水月の如し。つらくおもんみれば、當寺の觀音妙智力の加護を得て、諸願成就する人多く有て指を屈するに違あらず。願くは大慈大悲の弘誓を仰ぎ、自然平等に利益あらんのみ。享保十四年の比現任度々の夢を蒙るに依て、此年六月十三日初て秘尊を令開扉、同晦日に至て令閉帳。安居村 山の上に朱土あり。漆には合ねども、繪の具に用ゆ。

硫黄山に燧石あり。尤平人は是を取る事御禁じなり。

下後承村 萬徳寺と云西方一向宗の本堂に蚊居らず。昔此家百姓にてありしが、弘法大師一宿を借たしとありしに、安き事ながら蚊帳なしといへば、其儀は不苦とて蚊を封じ籠められしと云傳ふなり。

道林寺村領に、泉の谷とて醞釀の香ある泉あり。尤毒氣甚し。此所へ石を入るゝか、又は生茂りたる木枝にても折取

れば、即時に大風吹と也。

芙蓉村 山下に酒の泉有て、鳥類畜類共呑候へば死申候。是跡大檢地の節、御算用場小使勘右衛門と申者呑候處、翌日相果申候。

浦田村に四尺四方なる深さ六尺計の鹽水有之、在所の者共鹽の代に汲遣ひ申候。

綾子村 朝煙不立。昔弘法大師此村へ托鉢に行かれければ、在家の者云様、此村は朝の煙さへも立得ませぬと云ければさらば朝煙立させまじとて封じられしと也。

五ヶ山の内大勘場村に雲母あり。

井波村領の内山に岩穴あり。此穴へ石にても打てば、其儘大風吹出る。折々此穴より大風吹て他所へ不知、耕作を損ず。俗に井波の私風と云。

同所一向宗瑞泉寺とて、本願寺御連枝有。本願寺開山親鸞上人より第五世純如上人の開基也。此山より奇瑞のある泉涌出しにより瑞泉寺と云。代々門主の連枝持の寺なり、純如上人自筆の勸進帳于今あり。

古城跡あり。昔瑞泉寺の家老前野小兵衛と云者居けるが、

佐々内藏助ミ一味たるに依て滅亡す。城山に、瑞泉寺の開山馬に乗此所へ來られし時の蹄の跡の附きし石ある舊跡也。瑞泉の事を右の馬見付候により、本名馬見成しを、右の泉が井と成て波立しによりて、井波と改るよし。

増山城 利長公より城代山崎庄兵衛入道閑齋ありしと也。本は佐々一味の城にて有し也。

庄金剛寺村 元は庄村・金剛寺村とて二村成しが、今は一名になる。

庄川 大川也。天正十三年十一月二十九日大地震にて木船の城をゆり沈めし日、此響にて此川上の山一つぬけて、庄川へ崩入水口をふさぎければ、二十日計水留りて山々へ水溢て、庄川は河原になる。鮭魚其外小魚共ひろひ、金澤・高岡へ持運びける。老功之者云様、此水一度は流れ來るべし、其時に川べりにては押流さん事必定也、更ば立退て水を待てよと云儘に、増山・森山・佐賀野の方へ立退、雪をのけて小屋懸してぞ待にける。去共水口のかげ山兩方へわけて水は自然と來り、何も家にかへりけり。其水口へ辨財天を勸請して、山は辨財天山といふ。此地震に付て他國の事

ながら、飛州白川と云所は民家三百餘の所也。天正十三年の地震に高き山一つぬけて、白川三百餘の上へ落懸りて、家は三丈計地の下へ沈みければ、數百の男女も地中に沈みて、白川の村は根葉もなき荒山と成。霜月下旬の事なれば、白川の者六人富山へ賣物に行て命助り、白川へ歸りて見れば跡の形は替り、何れは古郷の跡ならんと、共に又富山へ行ける。是を物にたとふれば、浦嶋太郎龍宮より歸りて、七世の孫に逢ふたる如く、夫は孫にも逢ぬるが、此者は親子兄弟眷屬共一人も残らず、千尋の底に埋もれて有を思へば、老たる父母や幼き童のいたはりていかゞせん、六人寄合泪を流し留かねしは、實にことほりと社覺ゆれ。

養谷村 城ヶ端の邊也。繩池とて渡り八九間あり。依藤太郎秀郷は此村の産にて此邊を領しける。或時一人禿來て、我は江州瀬田に住める者なるが、瀬田に蛇住みて多くの者の命を取、我子も彼に取られぬ。御身射術の妙有と聞、彼蛇の命を取給へと云。秀郷領掌し、瀬田に至り蛇を射ける。又禿來りて此恩謝し難し、此上は何にても望に任すべしと云。秀郷我住里に水乏し、是を得させよ云へば、繩を一た

ながら、飛州白川と云所は民家三百餘の所也。天正十三年の地震に高き山一つぬけて、白川三百餘の上へ落懸りて、家は三丈計地の下へ沈みければ、數百の男女も地中に沈みて、白川の村は根葉もなき荒山と成。霜月下旬の事なれば、白川の者六人富山へ賣物に行て命助り、白川へ歸りて見れば跡の形は替り、何れは古郷の跡ならんと、共に又富山へ行ける。是を物にたとふれば、浦嶋太郎龍宮より歸りて、七世の孫に逢ふたる如く、夫は孫にも逢ぬるが、此者は親子兄弟眷屬共一人も残らず、千尋の底に埋もれて有を思へば、老たる父母や幼き童のいたはりていかゞせん、六人寄合泪を流し留かねしは、實にことほりと社覺ゆれ。

ばね與へ、是を持行き、御身の里に少し水ある所の源に埋置給へ、永代水乏しかるまじとて、彼禿は小龍と成て瀬田の水底へ入りぬ。秀郷我里へ歸り、おしへの如くせられければ、其所池と成、いかなる旱魃にも水漫々たる底しれず。瀬田迄通りたる也。

久利須村領の内俊寛塚と云所あり。方八間四方計、石にて壇をつきあり候。昔平相國清盛の時分、俊寛・成經・康頼三人鬼界ヶ嶋へ流罪の處、成經は鬼界ヶ嶋へ遣すと偽り、此所へ隠置被申由。平清盛が罪なる故如此其節氷見郷は門脇殿の知行所也。

然處三人の内二人は被召返、俊寛一人此所に殘死申に付、其近邊に塚を築候由。此塚の際に大成藤棚あり、是も古へより有之由。此所不淨成事故候へば、其者亂心いたすか、又はあやまち致す由にて、人々敬ひ申候。又其所より十餘町奥に、上より二丈程落る瀧有之候。景氣紀州那智の瀧より宜し。昔より申傳候、成經康頼此邊を熊野山ミ相究、瀧を那智の瀧と名付、毎日參詣の所とて于今残りてあり。其邊田川とも云、右村の邊を宮嶋郷と申傳候。

射水郡

天正十三年利家公御拜領也

高岡 昔は關野と云し處、慶長十四年波着寺法印金澤小松の兩愛宕法印祈禱有之、高岡と改る。慶長十四年中納言利長公被築新城、御在城也。同十九年五月廿日於當所御逝去也。御城被破却て今は御收納藏也。内堀は塵たまらずの御堀と云、實に清鏡の如し。外堀をやげん堀と云。昔の橋臺于今其儘あり。櫻の馬場あり。御旅屋あり。

關野神社・久我見神社・稻荷社 社領 十二石五斗
利長公御祈願也 神主 關 氏

寺領 三百石

禪宗 高岡山 瑞龍寺

祠堂銀三十六貫十二匁、内三十五貫六百匁祠堂銀、元七百十二匁二歩入。但朱封銀を丁銀に直し歩。

本堂 南向横縦、正面御位牌、瑞龍院殿前黃門贈亞相聖山英賢大居士。額は瑞龍寺、隱天禪師墨跡。

御佛殿 唐佛之釋迦如來。兩脇大現達摩兩尊者並文珠普賢二菩薩。額は大佛殿、隱元之筆。

禪堂 陣如尊者、額は枯本堂。大庫裡 韋駄天、額は請釋堂。浴室 拔多婆羅多尊者。淨頭 烏頭婆明王。

鐘樓堂 鐘之銘隱元筆。山門 唐佛十六羅漢。

鎮守堂 觀音龍天、白山權現勸請有。

塔中五十石東漸院、三十石法性庵、同林洞庵、同龜占庵

利長公富山に御座被成時分御意を以、金澤寶圓寺廣山長老

慶長年中富山に隱居して自分に寺を取立、其後高岡へ引越

有之處、利長公御卒去以後御位牌を被爲立、其時寺號を瑞

龍寺と改給ふ。正保三年に佐久間彌右衛門奉行にて山門成

就す。明曆年中に御大工山上善右衛門へ被仰付、漢朝經山

寺の指圖を以工地を作らせ、御覽ありて所々御好出來し、

大伽藍成就せり。寛文三年御靈堂出來し御位牌移り給ふ。

利常公より明曆三年本山御再興の時分、塔頭四ヶ寺も御建

立にて夫々寺領被下。

繁久寺

瑞龍院殿御墓守 五十石

當寺は永祿年中射水郡にて加納中務三云者發起也。昔は森

山に有之、利長公御在城の砌海老坂繁久寺とて御參詣有し

寺なるが、正保三年高岡へ引越させ、瑞龍院様御墓守に被

仰付。

御墓の御門より瑞龍寺山門まで八町あり。此間一町々々に

十五代後醍醐帝より勅願書あり。諸國法洞派轉衣出世の道

場なり。

水見屋鋪高六石八斗

禪宗 曹洞派 光禪寺

開山明峰和尚、元亨・正中之比開闢也。明峰は大乗寺三世也。

古國府村 西方一向宗 越中之頭寺也 勝興寺

寺領二百七十五石先年より拜領、百廿五石正保四年拜領。

中尾村岩窟の内に、長さ五六寸計なる毘沙門・持國・廣目等

の木像多有之。此邊の寺社の舊跡は見えねども、往古寺社

ありつらんと思ふ。

蒲田村領山に、四尺四方計に深さ六七尺の鹽水出し泉あり。

所の者鹽の代りに用ゆ。

一勿村領山に甲池と云あり。指渡二尺計、深さ不知。往古

於此所木曾義仲水にかてられ、甲をぬぎて埴生八幡宮へ祈

禱せられ、此甲に水一杯記念せられければ、忽ち其甲は地

へ落て水湛えしと也。其跡池さ成舊跡なり。

森寺村領井山と云所に古城跡あり。昔長曾筑前守居たるが、

佐々成政に責られ、落行し末は不知となり。

諸侯より獻納之石燈籠兩方にあり。

御靈前御茶湯の御茶、毎年宇治星野・上林より新壺に入詰

させ上らる。正月御餅、其外時々茶菓被上之。

六石七斗九升二合 二上村

眞言宗 二上山惣名 養老寺

別當慈尊院・本覺院・金光院

養老年中開闢之寺也。尼上山成しを、二上山と書かへてふ

たかみと讀みける。寺屋敷開高檢地御奉行佐久間忠右衛門

紙面、利長公御寄進狀には高員無之候。寺領は別當三人配

分也。

寺領米十石 一宮村

眞言宗 慶高寺

養老年中開闢也。中古亂世にて及大破しを、正保三年に利

常公より寺社拜殿御再興、夫より御修葺ありと也。寺領は

慶長三年御寄附也。宮林の儀は先規の通拜領仕有之。

寺領八石一斗 太田村 禪宗法洞派 國泰寺

西田國泰寺云。利長公より御寄進狀は居屋鋪田地山林竹

木被下候と有之由。高員數無之候得共、右田地米高に圖り

て八石一斗也。元亨・正中の比開山清洗國師なり。人王九

布施村丸山云所に古城跡あり。昔中納言家持居たりとなり。此邊布施の海とて越中名所の内なり。

阿尾村 古城跡あり。昔菊池伊豆入道の居たる也。城山の横に穴あり、昔人の住しと見ゆ。

耳浦村 高倉院の陵あり。則是を村の氏神火の宮と號し、神主奥田氏をして崇しむ。都べてこの邊耳浦の庄にて古跡なり。

守山 慶長十二年より利長公御隠居城なり。然共風雨烈敷御居城難被成、同十四年富山へ御移なり。此村より猿廻し出る。此猿舞し先年よりの御吉例にて、毎年正五九月金澤御厩へ來り舞ひしなり。猿牽七と云。

新川郡

利家公天正十五年御拜領之地也越中は往古桃井直常領す。桃井滅亡の後神保・秋山領す。天正の始國民一揆を起し、大將河田豊前守・椎名小四郎たり。信長より齋藤新五郎を遣し退治す。殘黨猶越後景勝に通ずる故、重て佐々を神保に指添て一揆を退治也。然所に天正十年二月當國魚津城を越後より乗取、芋川縫殿・室高左京・

鐵孫左衛門・河田豊前守入置。依て重て柴田・佐久間・前田・不破・原・隱岐・金森・齋藤等を被遣、越中先方の士神保安藝守・椎名孫六・菊池入道・石黒左近等相加り攻めけれども、さすが名城魚津城也故容易に落す。其上越後より景勝三千餘騎を率し後詰をぞしたりける。然る所信州川中嶋の城主森勝藏は、景勝が留守を考へ、牟禮・野尻を經、三本杉迄責寄。春日山の留守直江方より魚津へ右之様子注進に依て、景勝魚津の城和睦せよとて越後へ歸られ、其跡に魚津の城主乞和之處、是等の小城を責あぐんで扱にしたると思召も如何とて、平責にせんと被申しを、中にも利家公の仰には、とかく此度は城中申に任せ城を請取、敵を越後へ歸し、境に關を堅固にする守らば、不戰して可勝といふ事に叶ふ事なれば、信長よもや御咎あるまじ。此上御咎あらば我一人罪を蒙るべしとの仰故、各此義に同じて城を受取、越中表しづまりぬ。其後より佐々内藏助成政居城たりしが、此講二十利家公と戦ひ、成政は利を失ひ、天正十五年利家公へ拜領あり。慶長十五年富山御城火事の後、暫く當城に利長公住し給ふ。其後御番城と成、青山佐渡・同與三住す。

船見村領之内に海老の石に成たるあり。寛文之比下山村用水御普請の刻、御奉行として西尾隼人相越、舟見村領地掘らせければ、海老石多掘出る也。其跡今にあり。堤谷村領の内山を寛文の比掘れば、獵船一艘・楫一丁掘出す。

立山續き高山の岩の間より、天氣悪く可成時分は火の玉多出るなり。

米道村三郎右衛門と申百姓、貞享の比萱苺に行しに、二十計の女白裝束にて山の上よりかけ來り、三郎右衛門に向ひ汝萱かりに來るならば、先達て我に案内なしに來るは何事ぞとて、以の外にしかり、荷繩にて縛り置き行方しらす。三郎右衛門は我家へ歸り繩を解きければ、煩付て一兩年過て死しけると也。

立山 百俵社領 天台宗 惣名 岩嶮寺

内三石九斗二升 御供並神事入用

四十六石八升 衆徒配分

慈興上人草創也。社領天正十六年利家公より御寄進。衆徒妻帯、無肉食。

當山開闢は文武天皇の御宇大寶元年也。中比亂世より社堂回祿せらる。講堂、利長公より、社壇、利常公より、拜殿、慶長十七年・正保二年兩度に御再興。室堂、元和三年玉泉院様より御再興。本堂、寛永八年利常公より御再興。劍の御前とて別山あり、人間此所へ行事不叶。

立山と申一山、天地開闢よりありといへども行人なし。然處有若左衛門云し人、當國新川郡に住けるが、此山の麓へ狩の爲出けるが、白羽の鷹を見付、是を追うて不覺峰に至りぬ。是より踏分となり、人此山に通ひぬ。

立山中宮 姥堂 百俵社領 天台宗 惣名 岩嶮寺

社僧七人。衆徒、社人之儀代々子孫持に付、せがれ出生刻より帳面に記置、山の勤成就すれば、衆徒・社人へ相加へ配分米相渡申に付、衆徒・社人の數増減有之候。

姥堂は、大寶三年に文武天皇之御草創也。中古及大破けるを、米百俵天正十六年利家公より御寄進。姥堂・常行堂・閻摩堂・大黒堂・火宮・若宮・佐伯堂、各天正十八年御再興、慶長十一年利長公より重て御修覆、夫より御代々御修覆也。岩嶮の御姥と云は秘佛也。天より下り給ひしと也。

姥堂の前に廻り十三間ある杉あり。下女杉云傳。此外廻り七八間の杉多く有之也。

夫姥と云は、天神七代伊弉諾尊より以前、法性三摩耶形の御神躰にして、左の御手には五穀を納め、右の御手には麻の種を安置し、功利の雲を分て天より降臨し給ふ尊像也。其徳を云ば、立山権現の御親神、本地を尋れば大日如來の普現色身也。峰には浄土九品の形を現じて、九界の迷人を誘、谷には八大地獄並一百三十六地獄の相を顯して、邪見の人を戒め、麓には女人成佛の靈場をかまへて、兜卒寂光の臺に導給ふ。加之御前に影向石あり。又天の浮橋ある所以に、秋の彼岸中日には百三十六端の布橋を覆ひ、累業の女人を渡し救給ふ。然る則は一度姥の尊像を拜する輩は、現世の壽命長遠にして、所願圓滿し、當來には永く三途の鐵網を離て、九品淨刹の樂を極めんと爾云。

神田村 往古は神田とて、一ヶ國に二ヶ所三ヶ所の御田ありて、太神宮へ初穂の神供を收む。此村も其類ならん。大己貴命は五穀の神なれば、此所に此神を祭る。

茗荷谷村 二十石寺領 大岩山不動明王 眞言宗 日石寺

石壁に彫上げ不動の座像、高さ八尺計、左右には金剛界胎藏界之二尊、熊野權現、行基菩薩有。聖武天皇御宇天平六年行基菩薩此山へ來り彫り給ひし石佛也。其後不動堂及大破で、慶長の比氏子共奉加の事申觸に出しを、利常公御鷹野の路次にて御覽有。委細御尋にて、先師並に當住持をば滑川の御旅館迄被召て、御意には、加府公御祈禱所可被仰付て、山林竹木並居屋敷迄被下、寺領二十石拜領仕、慶長五年社堂寺共御再興、夫より御代々御修覆有之なり。不動堂の高に大瀧有。此瀧の流にさすさす如く也こいふ小魚ありしが、昔水中より出て不動の目玉を螯たると也。其後封じこめられたるとて、寺の下迄は此魚來る共、寺より上へはのぼらずと也。此不動は眼病立願の本尊也。

明日村 百依之地 眞言宗 明日山 法福寺
生地村 禪宗 前名寺

此村に昔より前名と云し農夫あり。此者大身の農家也。我名を名號として取立し寺也。此子孫于今榮え、名主職たり。

立川寺村 眼目山 禪宗 立川寺
開山大徹和尚、瑩山の弟子、能州惣持寺五院の内傳法庵の

開山なり。應永之比諸國遍歴之時分、滑川の海邊に彷徨したりしかば、山賤一人來り云様、いかに御僧、是より南の山奥に一字を建立し度思ひ、歸依すべき僧なし、御身來りて住給へとあれば、夫こそ出家の望なれ、いざ往んと、山賤と伴ひて山の奥なる上市村の川上に至る。彼所に座すべき程の石三つあり。此石上に座し給へとて、山賤・禪師並禪師の生國薩州より被召連し僕一人名金子云人也都合三人三所に座して、禪師の曰、草庵はいづくの程、御身はいかなる人ぞと尋給へば、山賤の曰、さればこそ、我は此山の山靈也、今夜の内に此川へ材木を入用程流し越し、一本々々に眼目山立川寺と書付可有程に、夫を以一字を建給へと云すて立去と見えしが、日暮ければ如案川へ材木夥敷流れ來りて、彼座石の側へ着けり。禪師見給へば、約束の如く何も書付あり。近郷の人を頼引上げり。扱奇異の事なれば、其時の領主土肥美作へ、禪師の來歴此旨逐一に訴へられければ、領主も奇異に思ひ、造營料とて青銅一貫文今に實施入せられ、夫より一字成就しければ、山賤來て、大望成就し何事か是にしかんやと、禪師を渴仰し血脉をあたへ給へと有。則授

與せらしが、此恩謝に毎年七月燈明を捧ぐべしとて、夫より今に毎年元元の日立山より山燈來る也。又或時より毎夕禪師勤行の時分、十歳計の女子來りて御經拜聞す。禪師不思議に思ひ、汝はいづくの者なれば毎日來るぞ、此邊は人郷も遠ければ不思議さよと尋ねらる。小女答て、我は此川下の龍女なり、血脉を與へ給ふべしと云。則授與せらる。此恩謝に寸志の捧物なりとて、龍羅の九條袈裟、獅子舞の頭一つ捧げる。禪師の曰、誠龍女ならば形をあらはせよとあれば、忽二十尋の大蛇と成川中へ飛入、是迄なりや禪師へ末世の爲に毎年七月燈明を捧べしと云すて、漲る水と共に川下へ流游す。夫より毎年元元龍燈も來り、禪師の墓所の松一本有、是へ七月十五日暮過より山龍の兩燈晨鐘の比迄明らか也。于今不珍事共也。大徹遷化後、此寺の住職の徳の高下をためさんと、毎夜大成鬼頭の化物出て、住持をおびやかすと云は、右龍女の捧置し獅子頭出て堂の内騒しけり。依之不徳僧此寺に居る事不叶、十日廿日居て退院す。其後十世も過、又大徳の和尚の教にあひてより、再び化て出すと也。其後此邊の舞大夫と云者來て、我は此近郷にあ

る舞々にて候、御寺に有之所の獅子頭を我に得させ給へと云。和尚いかにも安き事なり、當寺にありて何の用にもなし、汝渡世の用ならば得さすとて渡さるれば、取て我屋に歸り侍る。其夜彼者の棟の破風より、大き成光り物と成て飛て出で、又寺へ歸りけるを人々あやしみ、舞大夫の家より光物こそ出たるこそ不思議の次第なりと云。扱又大夫は右の獅子の頭を尋れ共更になし。不思議に思ひ寺へ行云様、昨日給ひし獅子頭を失ひ申候、是なくては御寺への申譯立ず、又は渡世の種を失ひ、近北面目もなき事共と語れば、和尚の曰、申所理也、其獅子頭は今朝見ればもとの所にあり、思へばノ、深き由來の有物を、むざと汝にゆづりしは愚僧が誤りなりと。夫より何方へも出されず、什寶となる。龍羅の袈裟は一幅にて、織物も草の類とも見わけ難き物也。扱又立川寺建立の地を、其前は咲花と云しを、山靈より材木の書付に眼目山と有し故、昔の唱へを取てサククワミ唱へさせ、又立山より材木の流れ來りし川なればとて、立川寺と付られしとなり。其後兵亂に回祿せられ、今の立川寺は海手へ一里計所替にて再興有し也。大徹在任の砌、玄翁

和尚是も登山弟暫同居也。此節下野國奈須野ノ原の殺生石をば、大徹の法力を以しづめよと勅諭有しを、玄翁聞て我にこそ勅諭有べきに、こは口惜き次第也、我奈須野へ往てかの靈石をしづめんと、此寺より下野へぞおもむかれけるとなり。
新又村 清水あり。涌き出づること釜の湯沸ゆるが如く、名所也。

婦負郡

富山城 當城は佐々内藏助成政居たる也。天正十三年成政叛逆に付、秀吉公御動座、則降參故礪波・射水・婦負三郡被滅、新川一郡廿二萬石にてやはり當城に在任ありしが、其後佐々を九州の内肥後國へ被遣候跡を、天正三年より利家公御拜領あり。前田美作を城代に被遣置。慶長十四年利長の御隠居城と成御在任之處に、翌十五年三月十八日融川の端なる柄巻屋彦三郎と云者より出火し、折節風烈敷、御城も侍屋敷も不殘燒野さ成ける内、仙石町神戸清左衛門家燒残り、是へ利長公入らせ給ふ、是に付て哀成事は、妾の

女中數多にて、御居間の土藏へ何も入て、老たる小將一人番に付置せられしに、女中も番人も、火焰にむせて果にけり。神戸宅に三日御逗留之處、魚津城代青山佐渡より御膳を上る。夫より魚津へ入らせ給ひける時、御近習の人々御咄の上に申上るは、富山と申所は度々火事有之處にて、富山の火事は必ず劍の火事と申傳也。此所御思案被成可然と申上るに付、さらば此序に所替をせんと思召、關野は可然所なりと御繪圖を調られ、關野へ御越有度旨、宮崎藏人を以江戸へ御願ひの處、往來十一日にて罷歸り、越中の内何方にても願の通し上意にて、利長公御喜悅有之、藏人に銀卅枚と御羽織被下けり。夫より關野へ御越、御普請等被仰付、新城へ慶長十五年八月御移り也。寛永十六年より淡路守利次公御配分に被成、同十八年十月中旬御入部也。此時引越侍は、所謂富田下總・同右衛門佐・近藤甲斐・瀧川玄蕃・松平久兵衛・不破内記・村勘左衛門・那古屋藏人・生田四郎兵衛・岩田勘右衛門・堀田左兵衛・淺野五郎左衛門・多羅尾勘兵衛・淺野將監・三輪彌一右衛門・堀才之助・蟹江主水・富田彌五作・秋山左助・入江權兵衛・西尾五左衛門・山崎長兵衛等、

其外小將・馬廻・歩行・鷹匠迄、思ひくゝに屋敷割して繁華に成にけり。新川郡は小松御隠居領分御借地也。俄に百塚に御城御取立もならざれば、替地被被遣、富山御居城にぞ成にける。
神通川 船橋、船百二十艘之場也。常は一艘宛間拔六十艘繋げり。荷付馬は往來を禁ず。
二十石 寺領 禪宗曹洞派 光嚴寺
領主御菩提所なり。
百石 寺領 日蓮宗 大法寺
大藏大輔正甫公より寄附。
昔佐々の菩提所にて、成政の像並冑・太刀・佐々寄進狀・由緒卷物等あり。
正一位山王社 神主 吉尾氏
寛永九年利次公より造營あり。利次公四十二歳之御時、山王を正一位に願給ふ。利次公の眞の太刀被籠置。
杉内スギナイ 稻荷社 長門守利興公へ依靈夢造營也。
百塚 此所昔佐々の時分町にてありしこなり。

長岡 領主代々の廟所なり。
舟橋の少し川上に、ひよ鳥越とて佐々と利家公御合戦之場あり。

神通川の縁に鹿嶋明神社あり、佐々の鎮守なり。

安養坊山に七面明神堂あり。富山日蓮宗立像寺持分、佐々より上置し寶物品々あり。

蟻川村

禪宗

最上寺

應永の比より寶徳の頃まで、北面の侍蟻川新右衛門此所を領し居けると也。此寺に新右衛門の像・太刀・甲・鎧等、其外武具品々寶物あり。尤新右衛門の墓もあり。

八尾 寺領二百石

日蓮宗

黒瀬野 本法寺

此寺領は往古より附來りし故、領主より領分けなり。此寺へ龍宮より捧しとて、曼陀羅二十八軸あり。内一本往古奥州へ盜行しが、今放生津曼陀羅寺にあり。

加能越金砂子解説

加能越金砂子は、單に金砂子とも金砂古とも題したのがあり、又三州紀聞と題したのもあり、三陽古今事蹟としたのを見たこともある。今印刷に附したものは、石川縣立圖書館所藏の金砂古、氏家榮太郎氏所藏の加能越金砂子二本と、自藏の三州紀聞とを彼は校合したものである。

この書の核心をなしたものは、別に自藏の加越能舊跡緒といふのが、それである。それは恐らく前田綱紀の時代に、加賀藩領内諸郡の十村_{||}他藩の大庄屋に當る_{||}に命じて書上げしめたものであらう。といふのは、綱紀の治世にさうした種々の調査が行はれてゐる例もあり、又舊跡緒の奥書に『右三ヶ國之内、古へより由來郡々致吟味、御算用場へ書出申寫』ともあり、更に『右覺書寶曆六丙子年卯月稔一日此書寫畢』ともあるからである。且つ又寶曆よりも可なり以前に溯つていゝと考へられることは、この寶曆本には既に『御算用場へ書出申寫』と書いた後、『右寶曆云々』と

書いた前に、能州雜錄と題した第二の部分が挿入せられた程に、手が加はつてゐるからである。

併し又餘りに古く、光高の受封した寛永十六年あたりに溯つてはならない。何故なら、舊跡緒には江沼郡と婦負郡との記事を全然缺いてゐるが、前者の大聖寺藩となり、後者の富山藩になつたのは、寛永十六年からの事であるからである。で、結局綱紀の長い治世の中へ落ち付かせていゝやうに思れる。今一つ言ひたいことは、舊跡緒に羽喰郡、能登郡の文字が用ひてある。羽喰郡は寛文十一年羽咋郡に復したのであるけれども、どういふものか後世まで羽喰の字を慣用することが多いから問題にはならぬ。だが能登郡の方は、寛文十一年に鹿島郡を改め、元禄十三年には鹿島郡に復したのであり、舊跡緒の能登郡の下には、『今は鹿島郡と申候』といふ恐らくは寶曆の書入れさへあるから、その能登郡とあるのが原本の姿と見て能く、それが確實だと思すれば、この書の著作年代が寛文十一年乃至元禄十三年の三十年間に短縮せられるわけである。こゝで斷つておかねばならぬのは、金砂子の珠洲郡三崎の條に『寶永・正徳の

頃迄は神軍とて云々』とあつて、それを餘程古いことの様
に言つて居るから見ても、綱紀の薨じた享保八年以前のも
のではないと主張する論者がありさうに思はれるが、それ
は金砂子になつた時の書き加へで、舊跡緒の與る所ではな
いのである。

舊跡緒が金砂子の核心になるものであるといふことは、原
文が餘り變更されずに残されてゐる所が多いのでわかる。
例へば、

石立領之内に大き成石五本立有。往古の石一夜に出現
の由。年號等不知。同領之内、古へかの子隠岐と申人
居住の由、居鋪跡今に有。

これは舊跡緒の文で、

石立村領之内大石五本立有之候。古へ右之石一夜の内出
現仕候由申傳候。年號等委細は知れ不申候。右之石只今
も有之候。

同村領之内、昔かの子隠岐と申人致居住候由申傳候。居
屋敷只今は田畑に成有之候。

といふのが金砂子の方である。これに類似した文体の所は

凡て舊跡緒から取つたものである。

金砂子では、舊跡緒の面白くなさうな箇條を惜しげもな
く棄て、その代りに諸書から纏まつた話を取り入れてゐ
る。例へば三ヶ國の民情を批評した所は人國記から採つた
ものであり、大聖寺城のくだりは山口記から、浅井畷の條
は小松軍記から、梯天神の件は三壺記から、劍地の項は能
登名跡志からといふ風である。社寺の縁起も新たにおびた
しく加へられてゐるが、一々研究するまでもないことであ
る。さうして是等諸書を抜萃してゐる點から、別に舊跡
緒を金砂子に改編した時代を論じ得られる譯である。

かうして出来上つた金砂子は、決して名著ではない。名著
でないといふよりも極めて雑駁な未成品である。第一文章
に統一もなければ、記述の順序も無方針である。更に驚く
べきことには、羽咋郡の最後の二ヶ條は、次の鹿島郡の初
に置くべきものであつたりもする。その一ヶ條は、前田孫
四郎が羽咋郡を領してゐたといふので、それは明かに鹿島
郡の誤であり、次の館の濱城は今の田鶴濱のこと、これ
も鹿島郡である。此刊本では鹿島郡の方へ移して置いた。

この外の小さな誤謬は所々に散見する。

金砂子が缺陷の多い書であるにも拘はらず、余輩が之を尊
重する所以は、主として加賀の名跡に就いて書いて居る點
に存する。即ち能登には能登名跡志のやうな纏まつたもの
があるけれども、加賀には金砂子を措いて外に何物もない
からである。その代りに安宅の關が、今は海中二三里の所
になつて、松の枯木すら水底に残つてゐるさいふやうな妄
説を流布して、迂濶な海岸沈降説に材料を提供した元祖も
この金砂子なのである。

併し金砂子には、又實に妙な掘出し物もないではない。一
例を挙げると、金谷御廣式の條に、切支丹高山南坊の子息
十二郎といふ美少年が能樂に巧であつたことを書いて、其
比のはやり歌に『能を見ようなら高山みなみ面懸けずの十
二郎』とうたつたとしてゐる。三州志にはこの唄を『能を
見ようなら高山南坊』に作つてゐる。南坊はミナミノボウ
と訓むべきでナンボウでないことは、切支丹關係の外國書
で證明できるから、金砂子の方が本來の唄の傳へるも
のといへる。

それよりも、もつこ余輩を喜ばせる記事は、鹿島郡小田中
の龜塚に關したものである。龜塚は今こそ親王塚の陪塚ミ
いふことになつて、小さな樹木を多く植ゑ付けられたが、
近い頃までは一木をも存せぬ不思議な古墳であつた。餘程
古くからそれが芝山であつたのだらうか、若しくは明治初
年にも伐採されたのだらうかといふ疑は、この塚の形が
前方後圓といふよりも、寧ろ前後共に方形に類して居る不
思議さと共に論議せらるゝ所のものであつた。更に親王塚
には壙穴の存在したことも明かであり、古鏡も發掘されて
ゐるが、龜塚の方は實際古墳なのか何うかも、恐らくは積
極的に説明せられたことはなかつた筈だ。それに對して金
砂子は、その時代の丘上の状態を記し、壙穴の露出してゐ
たことすらも教へてゐる。

金砂子は可なり誤謬の多い本である。併し又いゝ所もある
本である。龜塚の條一つでも金砂子の長く保存せらるべき
理由がある。

昭和六年^年四月

校訂者

日置

謙

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

昭和六年六月五日印刷
昭和六年六月十日發行

三百部
印刷

金澤第六公園
石川縣立圖書館內
石川縣圖書館協會
代表者 中田邦造
印刷者 金澤市高岡町一二六 中川外喜男
印刷所 金澤市高岡町一二六 中川大正印刷舍

